

# 令和6年度鳥取県環境審議会(第4回) 次第

日時:令和7年2月12日(水)

午前 11 時から午前 12 時まで

場所:鳥取県立図書館2階 大研修室

(鳥取市尚徳町101)

1 開会

2 議事

(1)答申事項

・鳥取県廃棄物処理計画の策定について …(資料1)

(2)その他

3 その他

4 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

部会	委員名	職名等	分野	直接出席	Web出席
企画政策	オガタ ヒデヒコ 緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水		○
	ウワボ ユウスケ 上保 裕典	Chukai トライセクター ラボ ラボ長	環境政策	—	—
	オカダ アヤコ 岡田 綾子	(元)NPO 法人工エコパートナーとつり(とつり自然環境館マネージャー)	環境実践	—	—
	シミズ カヨコ 清水 香代子	(公募委員)	環境政策	—	—
廃棄物・リサイクル	ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ	—	—
	フジワラ タケシ 藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント		○
	ウエタ ミツノリ 上田 光徳	鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長	廃棄物行政	○	
	オクムラ トモコ 奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動	○	
大気・水質	クニオカ ミヅル 国岡 稔	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理		○
	ヤマザキ ミホ 山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践		○
	サイトウ タダオミ 斎藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学		○
	ナオハシ ユキタカ 大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学		○
温泉・地下水	キシモト ヤスコ 岸本 康子	山陰エコライフ研究所	環境実践活動	—	—
	ダテ ユウスケ 伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学		○
	パク ジヤヨン 朴 紫暎	島根大学総合理工学部 助教	環境化学		○
自然保護	イトウ テツ 伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水	○	
	オノデラ シンイチ 小野寺 真一	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学		○
	オバタ フミコ 小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学		○
	モリタ トモコ 森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉		○
鳥獣	カミヤ カナメ 神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物		○
	アカイ ノブエ 赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ		○
	澤 恵美子	(元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティビ・レンジャー	自然観察、体験等	○	
	シオタ リエ 汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物		○
	フジキ ダイスケ 藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理		○
	ウスイ タツフミ 笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師		○
	オカムラ ミヅヒロ 岡村 満裕	鳥取県獣友会員	狩猟	○	
	ヨシダ リョウヘイ 吉田 良平	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護		○
	ヨコヤマ マユミ 横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—	—
出席23名(直接5人、web18人)、欠席6名					

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	次長 長岡 孝
環境立県推進課	課長補佐 畠山 恵介、係長 山下 諒、係長 牧野 智行
自然共生社会局	局長 中村 吉孝
循環型社会推進課	課長 後藤田 拓也、課長補佐 清水 拓広、係長 中瀬 祐介

出席8人

## 鳥取県環境審議会 資料一覧

### (1) 答申事項

資料1	鳥取県廃棄物処理計画の策定について	p1
-----	-------------------	----

鳥環審第24号  
令和7年2月12日

鳥取県環境審議会長様

鳥取県環境審議会廃棄物・リサイクル部会長



鳥取県廃棄物処理計画（案）の審議結果について（報告）

令和6年1月10日付けで当廃棄物・リサイクル部会に審議を付議されたことについては、  
慎重審議の結果、別添「鳥取県廃棄物処理計画（案）」のとおり策定することが適当であるとの結論  
を得たので報告します。

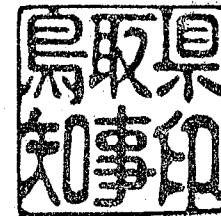
諮詢問

鳥取県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づく「鳥取県廃棄物処理計画」について、同条第3項の規定により貴審議会の意見を求める。

令和6年1月10日

鳥取県知事 平井 伸治



## 質問理由

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づき、廃棄物処理計画を定めることとされています。

本県では、令和2年3月に、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等の基本的な考え方を示した廃棄物処理計画（令和元年度～令和5年度）を策定し、廃棄物の発生抑制、適正処理や資源の循環利用等の推進に取り組んできたところです。

その結果、産業廃棄物のリサイクル率については、目標達成が見込まれるなど一定の成果がありましたが、一般廃棄物や産業廃棄物の排出抑制等については、目標達成に向け一層の取組が必要な状況です。

県では、2030年度温室効果ガス削減と2050年カーボンニュートラルを目標として掲げており、この実現のためにサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が求められているほか、国際的に関心度の高いプラスチック資源循環や食品ロスの削減の問題についても、引き続き一層の取組が求められているところです。

については、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定するに当たり、貴審議会の意見を伺います。

## 廃棄物処理計画の検討経過

令和7年2月12日  
自然共生社会局循環型社会推進課

時 期	次期計画策定作業
令和6年 1月	◎環境審議会全体会（諮問） ○廃棄物リサイクル部会（令和5年度1回目） 現計画の取組評価、課題検討
4月	・アンケート調査（意識調査） 県民：県政参画電子アンケート 事業者：中間処理業者、多量排出事業者へ郵送 ・市町村アンケート等
5月	○廃棄物リサイクル部会（令和6年度1回目） 計2回目 計画骨子の検討（改訂の基本方針、基本的事項の検討）
12月	・（一社）鳥取県産業資源循環協会への説明・意見交換 ・府内関係課への意見照会
令和7年 1月	○廃棄物リサイクル部会（令和6年度2回目） 計3回目 計画素案の内容、目標設定等の検討
1月～2月	・意見募集（パブリックコメント）の実施 ・市町村・関係団体等への意見照会
2月（今回）	○廃棄物リサイクル部会（令和6年度3回目） 計4回目 パブコメ結果を踏まえた計画案の最終確認 ◎環境審議会全体会（答申）
環境審議会答申後	・次期計画策定・公表

## 廃棄物処理計画(案)に対する意見とその対応

令和7年1月24日(金)から2月6日(木)に実施したパブリックコメント、市町村等への意見照会、環境審議会廃棄物・リサイクル部会での各委員の御意見等を踏まえ、以下のとおり修正・対応しました。

〈対応状況の記号の意味合い〉

- ◎:御意見を受けて修正し、計画案に新たに記載した項目
- :御意見について、既に計画に記載させて頂いている、もしくは既に実践している項目
- △:今後の施策実施に向けて検討させていただく項目
- :その他の項目

### (1)廃棄物処理計画に対する意見と対応【パブコメ、環境審議会(部会)、市町村等】

No	御意見	対象 ページ	対応 状況	対応状況
<b>【第4章 目標】</b>				
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック資源循環の目標値が掲げられているが、プラスチックの資源化に向けては、県内全市町村が分別収集を行うことがマストだと思う。必ず実現できるよう、市町村と連携し取り組んでいただきたい。 【パブコメ】</li> <li>・既にプラスチックごみの分別収集・再商品化について目標年度を設定、情報公開している市町村については各自の目標年度までに、未設定の市町村については令和 10 年度までに取り組むこととしてはいかがか。【中部広域】</li> </ul>	36、38	○	現在の目標年度の設定に関わらず、令和 10 年度には全市町村に取り組んでもらいたく目標にしたものであり、各主体の連携の元で取り組みを進めることとしています。
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減の目標値について、1日1人あたりの食品ロス量が H29 が 100.3g/人・日、R3 が 94.4g/人・日と、4年で約6gの削減実績となっている。R10 年の目標はおそらく同程度の削減量のもと設定されていると思料する。SDGsでは 2030 年に食ロスを 2000 年から半減するとあるため、着実に取り組みが進んでいることを示すために、SDGs の目標と比較してどれくらいの達成率なのか示してみてはどうか。 【パブコメ】</li> </ul>	37、39	△	2000 年度の当県の食品ロス発生量が推計できるかについて、確認した上で検討します。

【第5章 循環型社会実現への取組(I 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行)】				
③	・古着、ごみとして出す衣料についてリユース・リサイクルするというのも、徹底的な循環型社会を計画する上で必要。【部会(第1回)】	41	○	衣服のリユース・リサイクル等、資源化に向けた検討を進めることとしています。
④	・2(1)地域での資源ごみ回収の推進の項に記載されている取り組み(特に2番目から4番目にかけて)については、県ではなく市町村が直接実施するべきものと考えるが、県としてどのような取り組みを想定して記載したものか。【鳥取市】	41	—	本計画は、廃棄物処理法の規定に基づく「都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」であり、県民、NPO、事業者、行政の各主体が取り組んでもらいたい内容を記載しているものです。県としても連携した取組を行うこととしています。
⑤	・人の意識を変えるには、分別した「リサイクルされるはず」の資源がどこに行き、どのように処理されるのか周知されるべき。 (例:町が出すゴミの出し方手引きに表記することで、より多くの人の目に触れるきっかけとなる。) 県民もどういうものが埋め立てられるのか知り、排出物への責任感を持つべき。【パブコメ】 ・もう少しリサイクルに関する情報を見る化を進めていくはどうか。【部会(第1回)】 ・直接住民に届くものとして、新しい取り組みとか、良い取り組みの情報も必要ではあるが、身近な簡単に実践できるような情報もいれていただきたい。【部会(第2回)】	41、42、45	○	資源ごみの分別徹底や集団回収方法、リサイクルに関する正しい知識、廃棄物の処理の流れなどについて、広報媒体やSNS等により、県民に周知啓発を図ることとしています。
⑥	・廃棄物処理の対策として、高齢化世帯への対応が必要になっており、高齢化世帯に対する対策は入れておくべき。高齢化世帯に対して対策を立て、市町村と協力して必要な取り組みを行うことを記載すべき。【部会(第2回)】	42	○	高齢者等に対する個別収集や「ふれあい収集」等の収集体制など、地域社会として支え合う活動に取り組むこととしています。
⑦	・全国的にリチウムイオン蓄電池等の使用製品による火災が社会問題とされるなか、西部広域でも同様に火災が頻発している。リチウムイオン蓄電池をはじめ排出されるごみの適正な排出の徹底について計画に記載する考えはないか。【西部広域】	42	○	家庭から排出されたリチウムイオン電池及びその使用製品が原因の火災事故等の発生を踏まえ、県民に対して分別排出徹底の周知や必要な助言等を行うこととしています。
⑧	・第5次循環型社会形成推進基本計画にはレアメタルに関する内容も掲載されているが、盛り込めるのであればレアメタルに関する記載を盛り込んではどうか。【部会(第3回)】	42	○	レアメタルの含有率が高い使用済小型家電の回収方法やリサイクルに関する正しい知識について、周知・啓発に取り組むこととしています。

⑨	・排出者と受入業者のマッチングについて、県が中心に進めていくのがよい。【部会(第1回)】	42	○	排出事業者等に対する専門家の派遣により、排出抑制やリサイクルの取組み等を支援することとしています。
⑩	・県が実施した県民アンケートにおいて、「廃棄物に関する情報提供の充実」や「学校等での環境教育の充実」に关心が強いので、引き続き環境教育や啓発も進めてもらいたい。【部会(第3回)】	44～45	○	「人材育成と情報発信」、「環境教育・環境学習等の推進」等の各種活動に取り組むこととしています。
⑪	・地域の循環経済をどう進めていくのかは、ある程度、将来像や理想像を出すことが必要。事業者が一生懸命循環経済をやろうとしても、県民が見向きをしなければ進まないので、県民の理解醸成について検討してもらいたい。【部会(第2回)】 ・サーキュラーエコノミーとか循環経済という言葉と、実際に市民の役割や行動をつなげていく必要。市民が協力すること、協力できる内容の周知や啓発をお願いしたい。【部会(第3回)】	44～45	○	循環経済(サーキュラーエコノミー)推進の気運を醸成するための各種活動として、「人材育成と情報発信」、「県民・実践活動団体等の協働による実践活動の拡大」、「環境教育・環境学習等の推進」に取り組むこととしています。

#### 【第5章 循環型社会実現への取組(Ⅱ プラスチックの資源循環の促進)】

⑫	・過剰包装の商品は購入しないという消費者意識も必要。【パブコメ】 ・海ごみとして結果的に多く排出されるプラスチック製品を自然に分解される素材使用への移行について、先進的な取り組みをする企業の話を聞いたり、一緒に考える機会をつくる。【パブコメ】 ・プラスチックをリサイクルするには、どの程度きれいな状態なら出来るということを市民に伝える、理解を高めることが重要。啓発には、是非、力を入れてもらいたい。【部会(第1回)】	47	○	プラスチックごみ問題に関する各種イベントや、環境学習・出前説明会を通じ、県民がプラスチックごみに関する認識を深め、簡易包装商品等の選択、分別の徹底など、自ら行動する意識の醸成を図ることとしています。
⑬	・ワンウェイプラスチックの使用削減や、使用済みプラスチックの再資源化は事業者の役割であるが、市民県民、事業者ともにプラスチック廃棄物を減らさないといけない。【部会(第2回)】	47	○	プラスチック資源循環の促進に向けて、県民及び事業者意識の向上に取り組むこととしています。
⑭	・一定規模の廃棄物が確保され、運搬・選別処理等の作業がより効率的に、また、採算に見合った廃棄物量の確保による継続的な運営が可能となるよう、広範囲から廃棄物を回収することも必要と考える。 【西部広域】	36、38、47	○	効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、全市町村によるプラスチックごみの分別収集・再商品化を目標とし、取り組むこととしています。

#### 【第5章 循環型社会実現への取組(Ⅲ 食品ロスの削減)】

⑮	・国や県が率先して量り売りのような仕組みを推奨し、そういったことに取り組む事業者を支援する姿勢が必要。【パブコメ】	48、49	○	「必要な量を購入できる販売方法の導入」等を行っている事業者の「とつとり食べきり協力店」への登録促進・公表、優良事例の情報提供や取り組みへの支援を行うこととしています。
---	---	-------	---	---

⑯	・食品ロスの削減として、魚食の地産地消の促進や、未利用魚の活用（例：獲れても商品になりにくい魚をすり身にして竹輪をつくり子ども達と一緒に食べる）をしてはどうか。【パブコメ】	48	◎	Ⅲ(3)の3行目に、「規格外や未利用の農林水産物の有効活用」を追記しました。
⑰	・食品ロスは、食品関係、農業関係など、廃棄物部門だけではなく関係事業者との連携が全てにおいて必要になってくると考えるがいかがか。【部会（第2回）】	49	○	「鳥取県食品ロス削減推進協議会」等で、食品ロス削減施策についての検討を進めることとしています。
<b>【第5章 循環型社会実現への取組(IV 廃棄物の適正処理体制の確立)】</b>				
⑱	・サーキュラーエコノミーの取り組みの中には、食品残渣により製造した堆肥の販売や活用の話もあるが、自然環境を汚染するという懸念もあると思うがいかがか。【部会（第2回）】	50	○	自然環境の汚染が生じないよう、廃棄物処理施設の監視指導の徹底などにより、廃棄物の適正処理を推進することとしています。
⑲	・市町村の災害廃棄物処理計画の早期策定を進めることは重要課題と考えるがいかがか。【部会（第1回）】 ・災害は横方向の連携が必要。横方向の連携状況等、市町村の災害廃棄物処理計画はそういう視点を盛り込んで作成すべき。 【部会（第1回）】	53～54	○	新たな課題や経験・知見等を踏まえ、全市町村が「市町村災害廃棄物処理計画」の策定・改定に取り組むこととしています。

(2)誤記載及びより分かりやすくする等の修正

対象ページ・行	修正内容(修正後)	修正前	意見元																																								
P4 2行目	～、 <u>目標年度</u> は令和 10 年度とします。	～、 <u>目標年</u> は令和 10 年度とします。	東部広域																																								
P5 図 3	1人1日あたり排出量の 1,000 以上の数字に「,」を記載	—	琴浦町																																								
P9 表 4	表の罫線(最下部のみ)が細いので修正	—	琴浦町																																								
P9(3) 3行目	人口が減少している一方、ごみの <u>処理経費</u> は近年微増しており、～	人口が減少している一方、ごみの排出量は近年微増しており、～	東部広域																																								
P10 表5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>焼却施設</th> <th>焼却施設以外の中間処理施設</th> <th>最終処分場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県東部</td> <td>4(2)</td> <td>10(7)</td> <td>1(0)</td> </tr> <tr> <td>県中部</td> <td>1(0)</td> <td>3(2)</td> <td>1(0)</td> </tr> <tr> <td>県西部</td> <td>8(3)</td> <td>9(6)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13(5)</td> <td>22(15)</td> <td>3(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: ()内は、廃棄物処理法第8条第1項の設置許可を受けた 民間施設の数(内数)</p>	区分	焼却施設	焼却施設以外の中間処理施設	最終処分場	県東部	4(2)	10(7)	1(0)	県中部	1(0)	3(2)	1(0)	県西部	8(3)	9(6)	1(1)	合計	13(5)	22(15)	3(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>焼却施設</th> <th>焼却施設以外の中間処理施設</th> <th>最終処分場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県東部</td> <td>2(2)</td> <td>3(7)</td> <td>1(0)</td> </tr> <tr> <td>県中部</td> <td>1(0)</td> <td>2(2)</td> <td>1(0)</td> </tr> <tr> <td>県西部</td> <td>6(3)</td> <td>3(6)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9(5)</td> <td>8(15)</td> <td>3(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: ()内は、廃棄物処理法第8条第1項の設置許可を受けた 民間施設の数</p>	区分	焼却施設	焼却施設以外の中間処理施設	最終処分場	県東部	2(2)	3(7)	1(0)	県中部	1(0)	2(2)	1(0)	県西部	6(3)	3(6)	1(1)	合計	9(5)	8(15)	3(1)	鳥取市 東部広域
区分	焼却施設	焼却施設以外の中間処理施設	最終処分場																																								
県東部	4(2)	10(7)	1(0)																																								
県中部	1(0)	3(2)	1(0)																																								
県西部	8(3)	9(6)	1(1)																																								
合計	13(5)	22(15)	3(1)																																								
区分	焼却施設	焼却施設以外の中間処理施設	最終処分場																																								
県東部	2(2)	3(7)	1(0)																																								
県中部	1(0)	2(2)	1(0)																																								
県西部	6(3)	3(6)	1(1)																																								
合計	9(5)	8(15)	3(1)																																								
P12 図 13	「よく知っている」の字が切れないように表示	—	県																																								
P28(7) 11行目	～産業廃棄物の <u>減量・リサイクル</u> を推進していくことも重要です。	～産業廃棄物の <u>減量リサイクル</u> を推進していくことも重要です。	東部広域																																								
P38 8行目	<u>マイバッグ</u>	マイバック	琴浦町																																								
P40 1(1) 12行目	製品等の <u>メンテナンス(長寿命化)、リユース(再使用)、リペア(修理)</u> 等による廃棄物の発生抑制を図るため、 <u>これらの</u> 参画企業や、～	製品等の <u>長寿命化、再利用、リサイクル等による廃棄物の発生抑制</u> を図るため、 <u>リペアへの</u> 参画企業や、～	県																																								
P43 3(2) 表題	最終処分量	最終処分場	県																																								
P44 2行目	家畜排せつ物の敷料化等	家畜排せつ物(鶏糞)の敷料化等	東部広域																																								
P46(2) 3行目	<u>マイバッグ</u>	マイバック	琴浦町																																								
P55(1) 1行目	令和6年度(2024年度)から令和 32 年度(2050年度)まで。	令和6年(2024年)から令和 32 年(2050年)まで。	中部広域																																								
P55(3) 9行目	長期広域化・集約化計画に基づく検討・実行	長期広域化・集約化計画の実行	東部広域																																								
P57 表 22	<u>広域連合</u>	一部事務組合	東部広域																																								
P57 表 23	<u>南部町・伯耆町清掃施設管理組合</u>	—	西部広域																																								
P59 1行目	西部 <u>地域</u>	西部地区	県																																								

(案)

# 鳥取県廃棄物処理計画

(鳥取県食品ロス削減推進計画)

(鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画)

令和7年●月

鳥 取 県



## 目 次

<b>第1章 鳥取県廃棄物処理計画の基本的事項</b>	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 本計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
<b>第2章 廃棄物の現状と課題</b>	5
1 一般廃棄物の現状と課題	5
(1) 一般廃棄物（ごみ）の排出状況	5
(2) 一般廃棄物（ごみ）の処理状況	7
(3) 一般廃棄物（ごみ）の処理費用と処理施設の状況	9
(4) 一般廃棄物（し尿）の排出、処理状況	10
(5) 一般廃棄物に関する県民アンケート結果	12
2 一般廃棄物の目標達成状況	16
3 産業廃棄物の現状と課題	17
(1) 産業廃棄物（第1次産業を除く。）の排出状況	17
(2) 産業廃棄物（第1次産業を除く。）の処理状況	19
(3) 特別管理産業廃棄物の排出、処理状況	24
(4) 第1次産業（農業、林業）からの産業廃棄物の排出、処理状況	25
(5) 産業廃棄物（第1次産業を除く。）の広域移動の状況	26
(6) 県内の産業廃棄物処理施設の状況	27
(7) 産業廃棄物に関する事業者アンケート結果	28
4 産業廃棄物の目標達成状況	30
5 その他	31
(1) 不法投棄の状況	31
(2) 廃棄物処理施設から発生するダイオキシン類の状況	31
(3) アスベスト廃棄物の状況	31
(4) 低濃度PCB廃棄物の状況	32
<b>第3章 基本方針</b>	33
<b>第4章 目標</b>	35
1 一般廃棄物（ごみ）の目標	35
2 産業廃棄物の目標	36
3 プラスチック資源循環の目標	36
4 食品ロス削減の目標	37
5 目標値設定の考え方	38

<b>第5章 循環型社会実現への取組</b>	40
I 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行	40
1 製品の設計・製造から販売・使用までの取組	40
2 排出・リサイクルの取組（一般廃棄物）	41
3 排出・リサイクルの取組（産業廃棄物）	43
4 気運を醸成するための各種活動	44
II プラスチックの資源循環の促進	46
III 食品ロスの削減	48
IV 廃棄物の適正処理体制の確立	50
1 廃棄物の適正処理の推進	50
2 不法投棄の撲滅	52
3 災害廃棄物等の適正な処理体制の確保	53
4 ごみ処理の広域化、処理施設の集約化 （「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」）	55
<b>第6章 計画の推進</b>	60
1 計画の推進体制	60
2 計画の進行管理	64

## 第1章 鳥取県廃棄物処理計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景・趣旨

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画として、昭和50年に第1次の「鳥取県産業廃棄物処理計画」を策定し、また平成13年7月の第5次計画からは一般廃棄物を含めた「鳥取県廃棄物処理計画」を策定して、廃棄物の減量リサイクルと適正処理を進めてきました。さらに、令和2年度からは第9次計画のもと、「豊かな自然との共生と循環型社会の構築」に向けた取組を行ってきました。

この間、我が国では、廃棄物の排出抑制と再生利用等の促進のため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、それ以降「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」など各種リサイクル法も順次制定され、20世紀の大量生産、大量消費型の社会経済システムから循環型社会の形成に向けた制度の整備が進められてきました。

また、2015(平成27)年9月に、国連サミットでSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択され、17のゴールと169のターゲットが設定されており、そのうち政府によりSDGsを推進するための取組として廃棄物関係では、「海洋ごみ対策の推進」「食品廃棄物の削減や活用」などに重点がおかれて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、取組が進められています。

更に、循環経済工程表（令和4年9月策定）に示された方向性を踏まえ策定された第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）に基づく施策の実行により、循環経済への移行を進めようとしているところです。

こうした状況を踏まえつつ、豊かな自然との共生を図りながら持続可能な地域と社会づくりを通じた循環型社会の構築に努めていくことを目的とし、「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念として、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定することとしました。なお、本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲットについては、表1のとおりです。

表1 本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲット

ゴール	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。</p>
	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p> <p>14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p>
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 2 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の2に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して定める計画であるとともに、次の位置付けを持つて定めるものです（図1）。

- (1) 循環型社会形成推進基本法第10条に基づき、循環型社会の形成に関し地域の自然的・社会的条件に応じて実施する施策を定める計画
- (2) 鳥取県の環境基本計画である「令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン」で示された環境保全及び創造を計画的に推進するための「目標」、「施策の方向」を実現するための具体的な施策を定める計画
- (3) 県民、N P O、排出事業者、処理業者、行政がそれぞれの役割分担の下で互いに連携・協働しながら循環型社会の構築を目指す行動計画
- (4) 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づき、県の区域内における食品ロスの削減の推進を図るために定める計画
- (5) 令和6年環境省通知で示された国の方針に基づき、市町村等とともにごみ処理の広域化・集約化を推進するための基本的な考え方を示す計画
- (6) 鳥取県として、持続可能な開発目標（S D G s）達成のための具体的な施策を定める計画

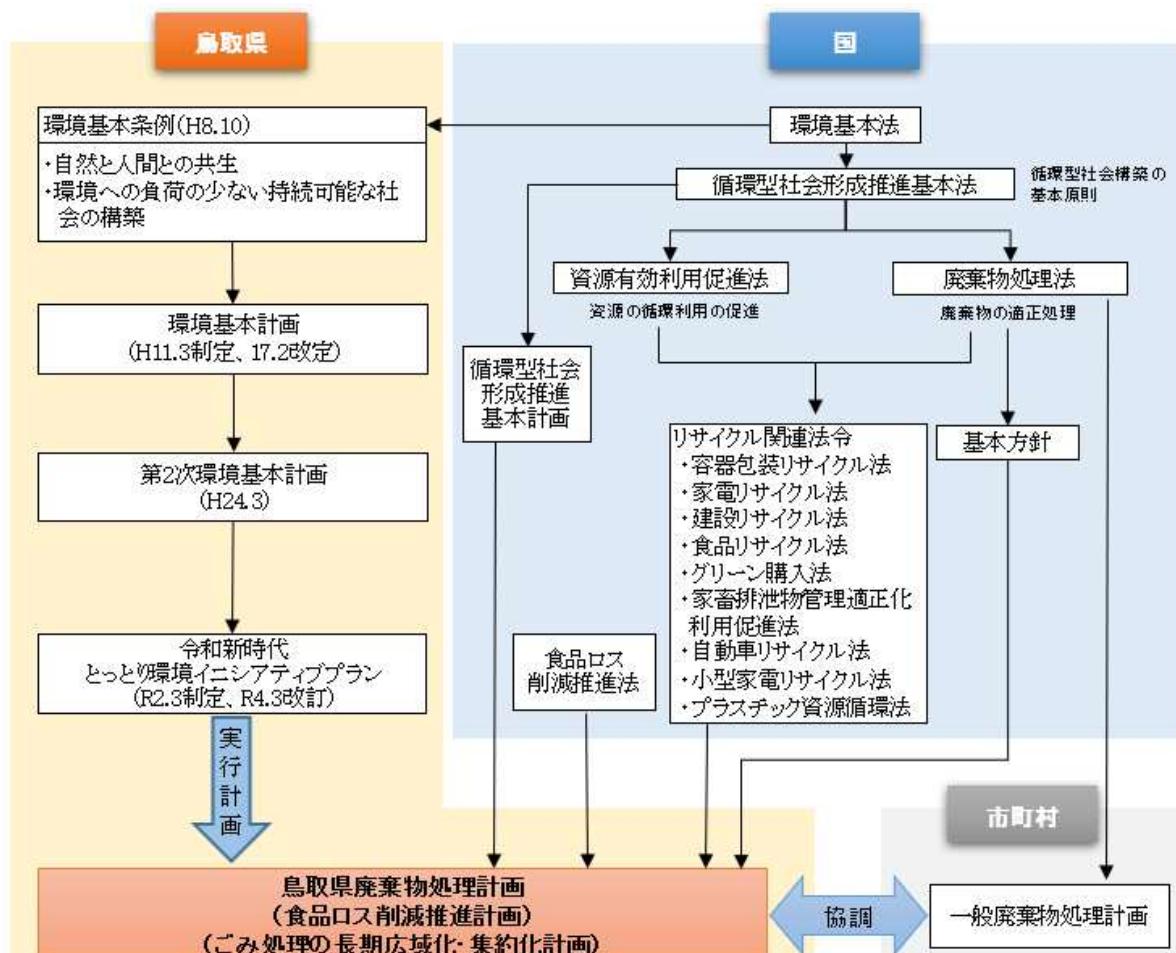


図1 計画の位置付け

### 3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和10年度までとし、目標年度は令和10年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

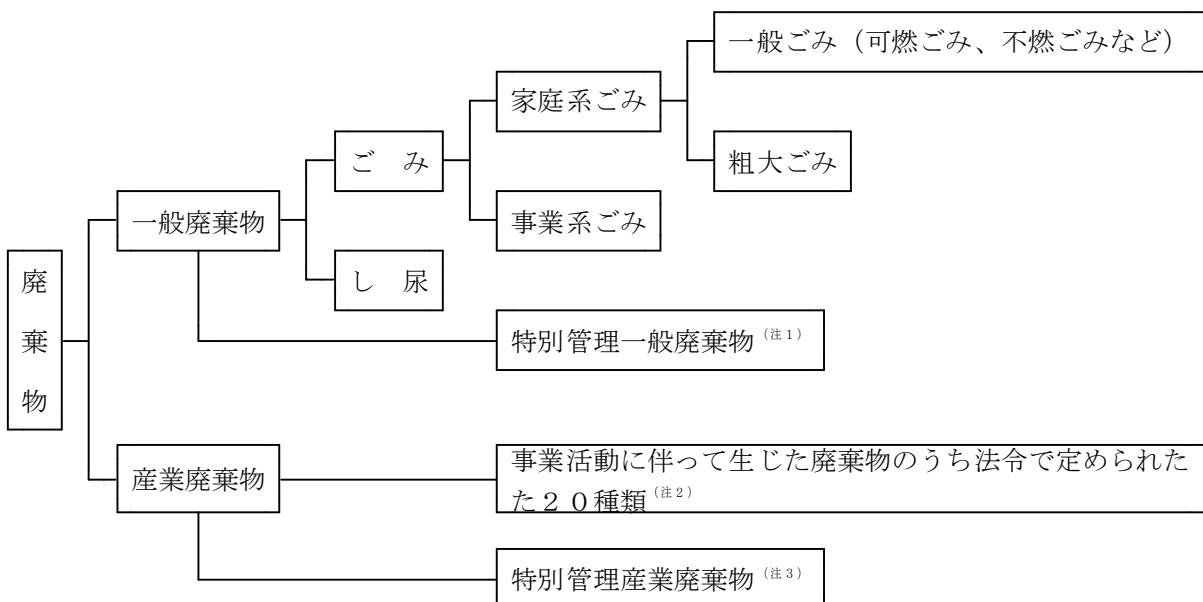
### 4 計画の対象

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか、主に家庭から排出される家庭系ごみと、オフィスや飲食店などから発生する事業系ごみがあります。なお、し尿については、平成31年3月策定の「鳥取県生活排水処理施設整備構想」において目標設定等を行っていることから、本計画では現状のみを記載し、課題や目標等については盛り込まないこととします。

一方、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類のものをいいます。

これら廃棄物の区分は図2に示すとおりです。



注1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる  
おそれがあるもの

注2：①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、  
⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず・  
コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑲動物の死体、  
⑳ばいじん、㉑以上19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

注3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる  
おそれがあるもの

図2 廃棄物の区分

## 第2章 廃棄物の現状と課題

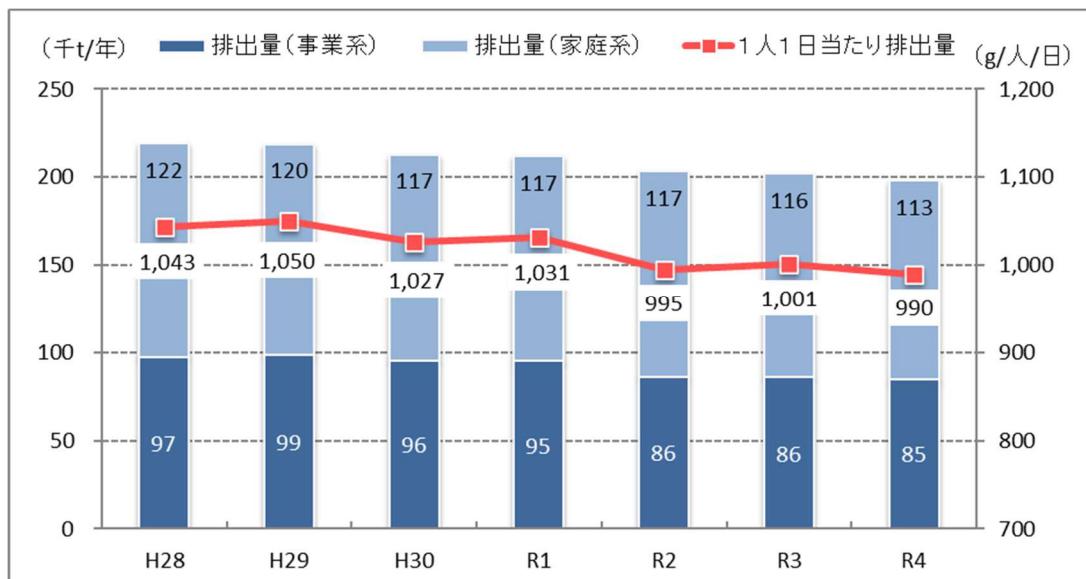
### 1 一般廃棄物の現状と課題

#### (1) 一般廃棄物（ごみ）の排出状況

##### ○排出量の推移

ごみの排出量は図3のとおりであり、令和4年度の排出量は198千トンとなっております。排出量の内訳は、家庭系が約57%、事業系が約43%を占めており、家庭系及び事業系とも減少傾向にあります。

また、1人1日当たりの排出量は、令和4年度は990グラムで、近年は減少傾向にあります。全国平均の880グラムと比べると大きく上回っており、上位の県とは約220グラムの開きがあります（表2）。



注：ごみの排出量＝計画収集量（市町村が収集した量）+直接搬入量（処理施設に直接搬入された量）+集団回収量

図3 ごみの排出量の推移（年度）

表2 1人1日当たりのごみ排出量の全国の状況（令和4年度）

順位	都道府県	1人1日当たりのごみの排出量
1	京都府	770 g
2	滋賀県	789 g
3	神奈川県	801 g
42	鳥取県	990 g
45	新潟県	994 g
47	福島県	1,021 g
47	富山県	1,021 g
全国平均		880 g

注1：令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）をもとに作成したもの

注2：1人1日当たりのごみの排出量は、「ごみの排出量」を人口及び365日で除した数値

##### ○ごみの組成等

ごみの種類別の処理状況（令和4年度）は図4のとおりであり、可燃ごみ66%、資源ごみ22%、不燃ごみ3%、直接搬入ごみ8%となっています。

最も処理量の多い可燃ごみについては、主に生ごみに由来すると思われる水分が48%、可燃分47%含まれています（図5）。また、可燃ごみのごみ質では、「紙・布類」が50%、「生ごみ」が16%を占めています（図6）。

令和元年～2年度に本県及び米子市が実施した調査では、生ごみ中の約30%が食品ロス（食べ残し、手つかず食品、調理くず（可食部分））という結果もあるため、排出量の削減のためには、これら排出量の多い食品ロスなどの生ごみやプラスチック類、紙類を重点的に、発生抑制（リフューズ、リデュース、リユース）及び代替・循環利用（リサイクル、リニューアブル）の取組を強化していく必要があります。

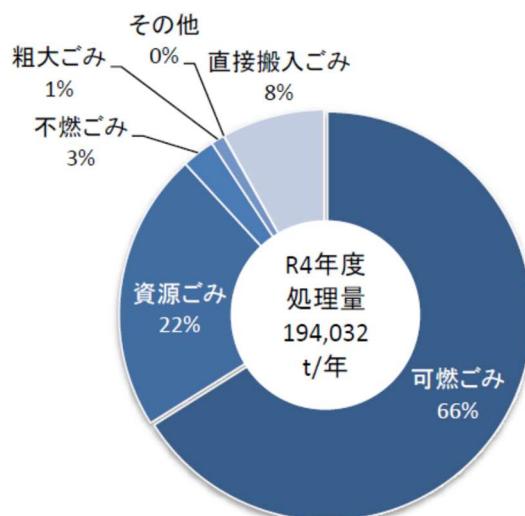


図4 ごみの種類別排出状況

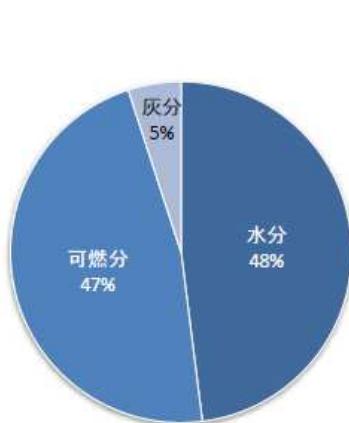


図5 可燃ごみの組成

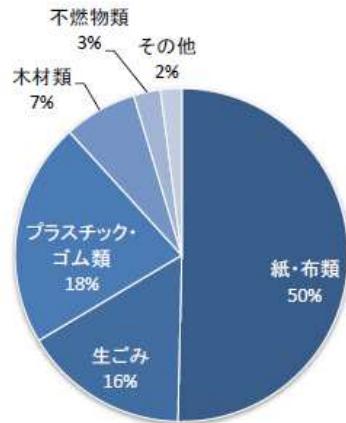
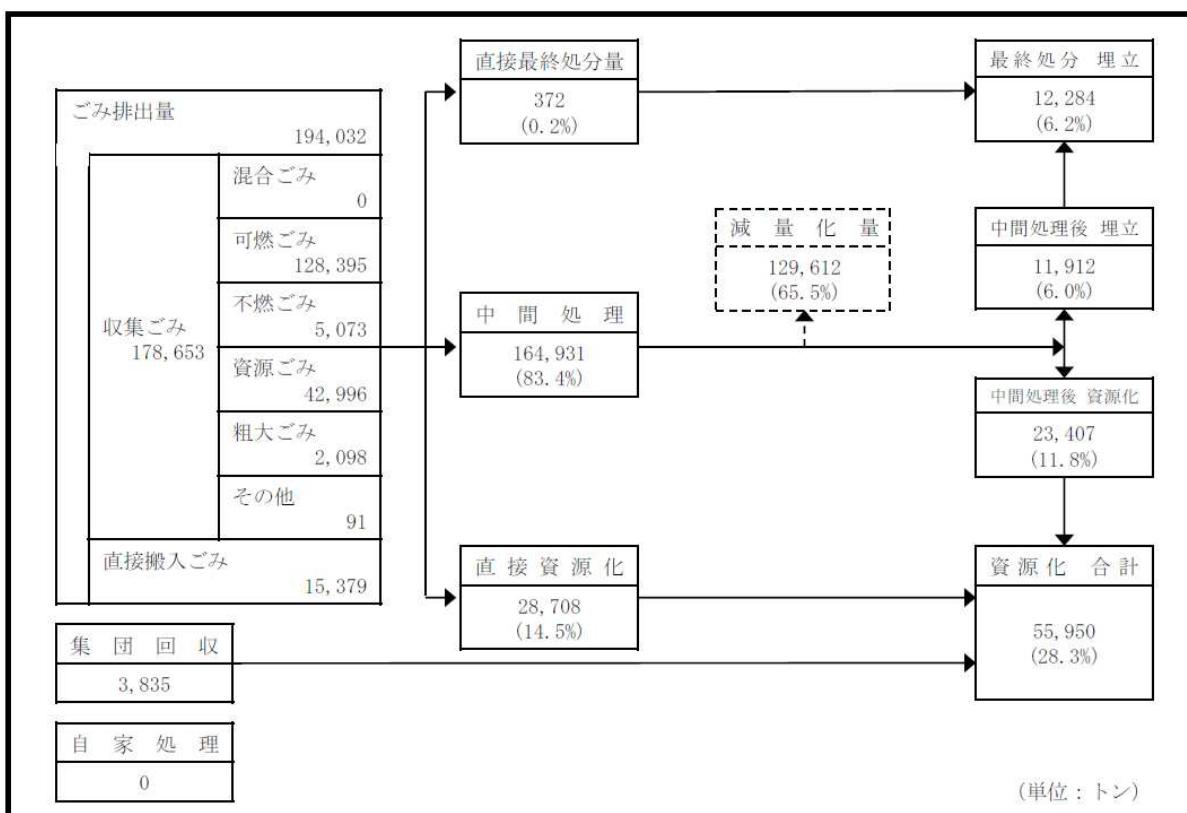


図6 可燃ごみのごみ質

## (2) 一般廃棄物（ごみ）の処理状況

令和4年度のごみの排出量は、194,032トンとなっており、集団回収量を含めた排出量は197,867トンです。この処理状況は、図7のとおりであり、ごみ排出量194千トンのうち、焼却・破碎・選別等の中間処理を行ったものが165千トン（83.4%）で、中間処理による減量（減量化量）が130千トン（65.5%）となっています。また、資源化量は56千トン（28.3%）で、減量化と資源化により、最終処分量は12千トン（6.2%）と排出量の10%以下となっています。



注：（）は排出量に対する割合を示す

図7 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和4年度）

## ○リサイクルの状況

リサイクル率は図8のとおりであり、令和4年度は28.3%となっています。

近年は28%台で推移しており、全国平均（約20%）と比較すると8ポイント以上上回っており、全国では上位に位置しています（表3）。

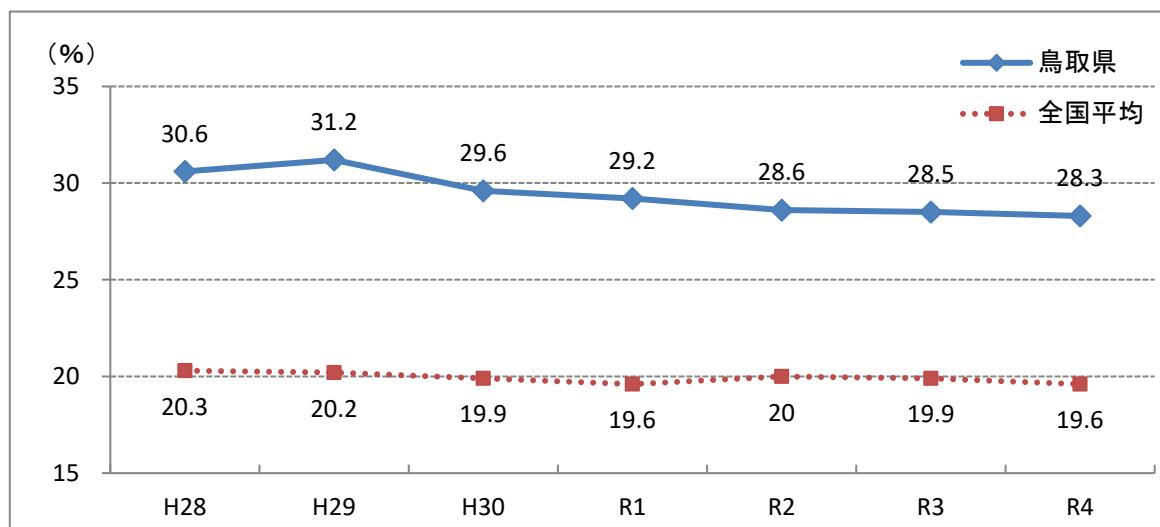


図8 リサイクル率の推移（年度）

表3 リサイクル率の全国の状況（令和4年度）

順位	都道府県	リサイクル率
1	鳥取県	28.3%
2	埼玉県	24.4%
2	神奈川県	24.4%
4	東京都	23.9%
44	福井県	13.0%
44	大阪府	13.0%
46	福島県	12.8%
47	和歌山県	12.4%
全国平均		19.6%

注1：令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）をもとに作成したもの

注2：リサイクル率は、ごみ排出量（ごみ処理量+集団回収量）に対する資源化量の割合

## ○最終処分の状況

最終処分量は図9のとおりであり、令和4年度は12千トンでした。

一般廃棄物の最終処分場は、表4のとおり県内に3か所あり、残余容量から現時点ではひっ迫している状況にはありませんが、最終処分場の新設を行うことは容易ではなく、引き続き発生抑制の取組と併せて、埋立量の多い焼却灰のリサイクルの継続など、リサイクルの取組をより一層に進めていく必要があります。

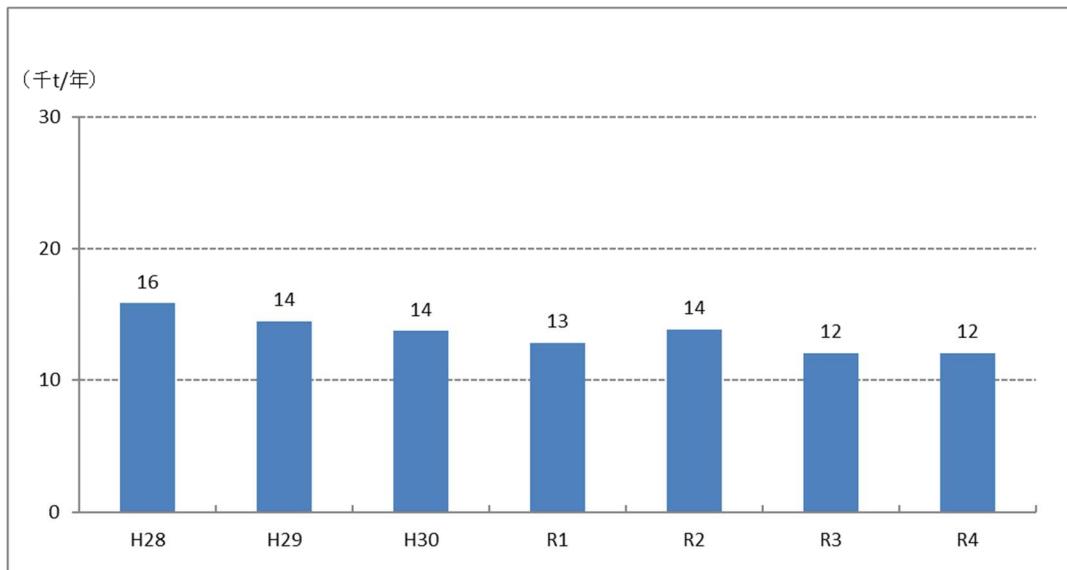


図9 最終処分量の推移（年度）

表4 一般廃棄物最終処分場の残余容量等

(単位 : m<sup>3</sup>)

設置者	所在地	施設名	全体容量	残余容量	埋立終了予定
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市伏野2220	鳥取県東部環境クリーンセンター	486,000	142,951	令和12年度末
鳥取中部ふるさと広域連合	北栄町国坂1607-10	クリーンランドほうき	92,000	30,600	令和21年度末
環境プラント工業(株)	米子市淀江町小波字林ノ奥441番地	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場	489,657	78,966	令和13年度末

注1：残余容量は、令和4年度末時点（鳥取県東部環境クリーンセンターは、令和5年7月時点）

注2：埋立終了予定は、管理者等への聞き取りによるもの

注3：クリーンランドほうきは、令和2年度に埋立容量増設(既存 : 56,000m<sup>3</sup>+増加分 : 36,000m<sup>3</sup>)

### (3) 一般廃棄物（ごみ）の処理費用と処理施設の状況

市町村のごみ処理に要する経費（処理及び維持管理費）は図10のとおりであり、令和4年度には県民1人当たり年間13,986円の処理コストがかかっています。

人口が減少している一方、ごみの処理経費は近年微増しており、1人あたりの処理コストは増加傾向で推移しています。

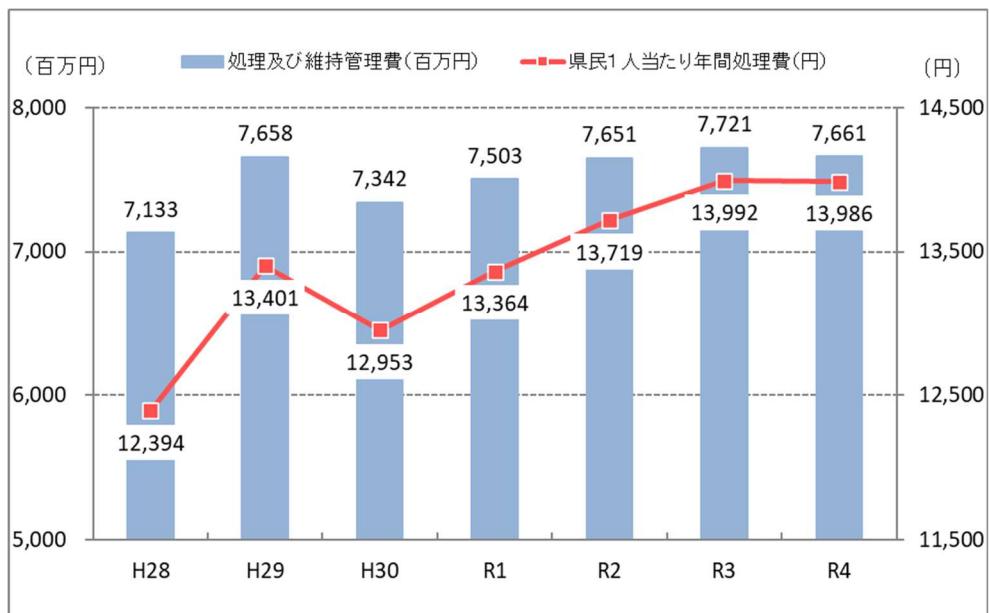


図10 ごみ処理経費の推移 (年度)

表5 一般廃棄物処理施設数 (令和6年7月現在)

区分	焼却施設	焼却施設以外の 中間処理施設	最終処分場
県東部	4 (2)	10 (7)	1 (0)
県中部	1 (0)	3 (2)	1 (0)
県西部	8 (3)	9 (6)	1 (1)
合計	13 (5)	22 (15)	3 (1)

注：()内は、廃棄物処理法第8条第1項の設置許可を受けた民間施設の数（内数）

#### (4) 一般廃棄物（し尿）の排出、処理状況

令和4年度のし尿及び浄化槽汚泥の計画処理区域内人口は547,753人であり、そのうち水洗化人口は517,770人（94.5%）、非水洗化人口は29,983人（5.5%）となっています（図11）。

し尿の総収集量は19,644キロリットルで、収集形態別に見ると、委託業者分が1,683キロリットル（8.6%）、許可業者分が17,821キロリットル（90.7%）となっています。また、総収集量の全量が、し尿処理施設及び下水道投入で処理されています（表6）。

(単位：人、キロットル)

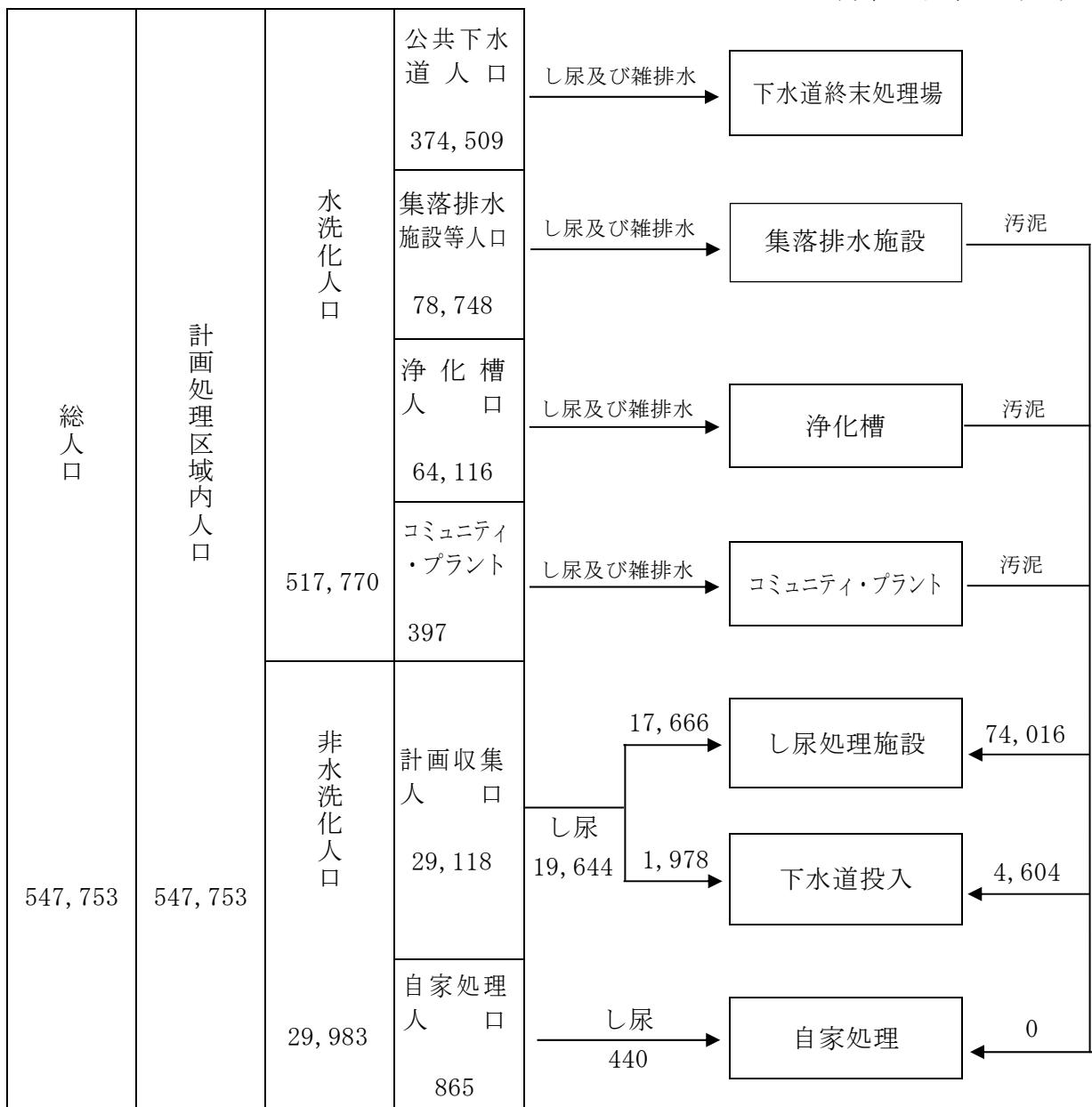


図11 一般廃棄物（し尿）の処理状況（令和4年度）

表6 一般廃棄物（し尿）の収集形態別収集量（令和4年度）

(単位：キロットル／年)

総収集量	形態別内訳		
	直営分	委託業者分	許可業者分
19,644	140 (0.7%)	1,683 (8.6%)	17,821 (90.7%)

## (5) 一般廃棄物に関する県民アンケート結果

一般廃棄物に関する県民の意識や取組について、県政参画電子アンケートを行いました。

調査期間：令和6年4月12日～4月30日

調査対象：県政参画電子アンケート会員620名

回答者：336名（男性134名、女性202名、回答率54.2%）

### ○廃棄物の処理やリサイクルに対する関心等

廃棄物の処理やリサイクルに対して「とても関心がある」、「ある程度関心がある」の合計は89%であり、前回（平成30年度）の調査（82%）と比べると増加しており、廃棄物に対する県民の関心は非常に高い結果となりました（図12）。

一方、本県が推進している「4R+Renewable」の取組については、「よく知っている」、「少しあは知っている」の合計が58%であり、4Rの認知度を調査した前回調査（57%）と比べるとほぼ変わっておらず、普及が不十分な状況です。（図13）

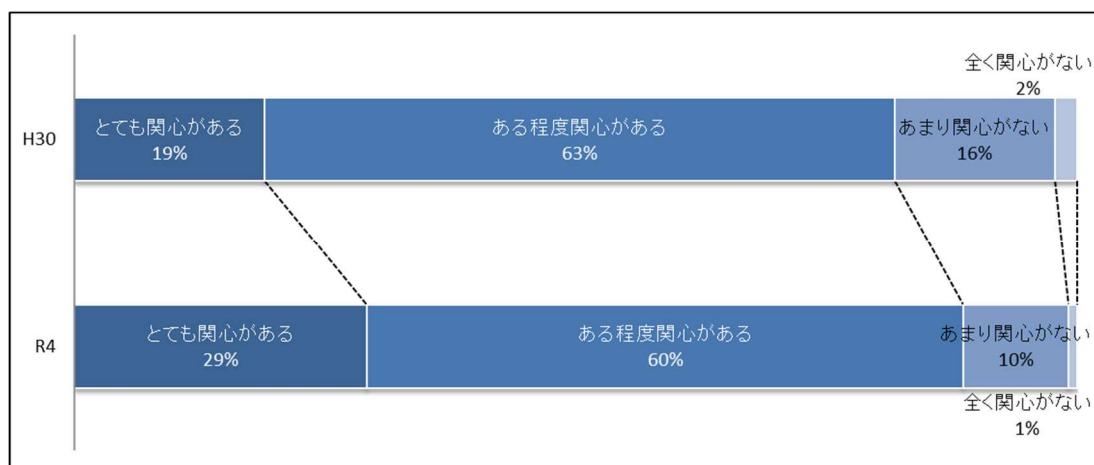


図12 廃棄物やリサイクルへの関心

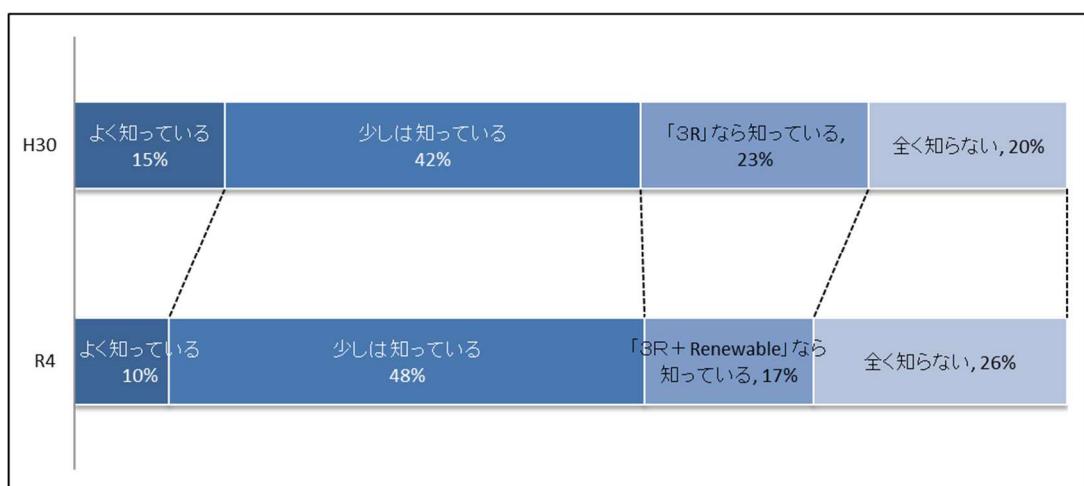


図13 「4R+Renewable」の認知度

## ○減量リサイクルの取組

家庭での食べ残し等の食品ロスが少なくなるような工夫や行動について、「いつもしている」は約6割に留まり、工夫等をしない理由として「面倒だから」が54%、「特に問題があるとは感じていないから」が約7%、この2つで約6割を占めており、引き続き食品ロスの実態についての情報発信を行い、実践活動につなげる意識改革を進めていく必要があります（図14）。

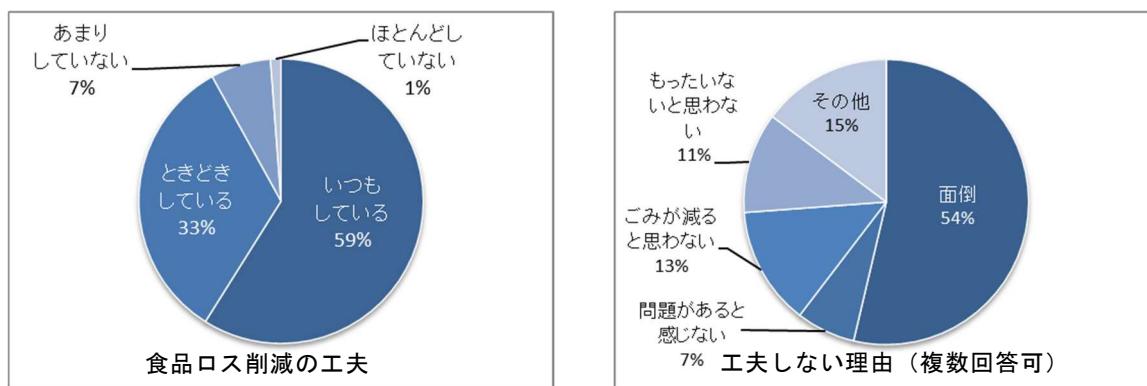


図14 食品ロス削減の取組（リデュース）

紙ごみ（新聞、雑誌、段ボール、雑紙（菓子箱、メモ用紙、ダイレクトメール等）等）の分別・資源化の取組について、新聞や雑誌等の資源回収は9割強であり、雑紙の資源回収は約6割強まで上昇しました。雑紙の分別・資源化に対する理解が進んでいる一方で、「分別が面倒」などの回答割合も多いため、更なる意識啓発を進めていく必要があります（図15）。

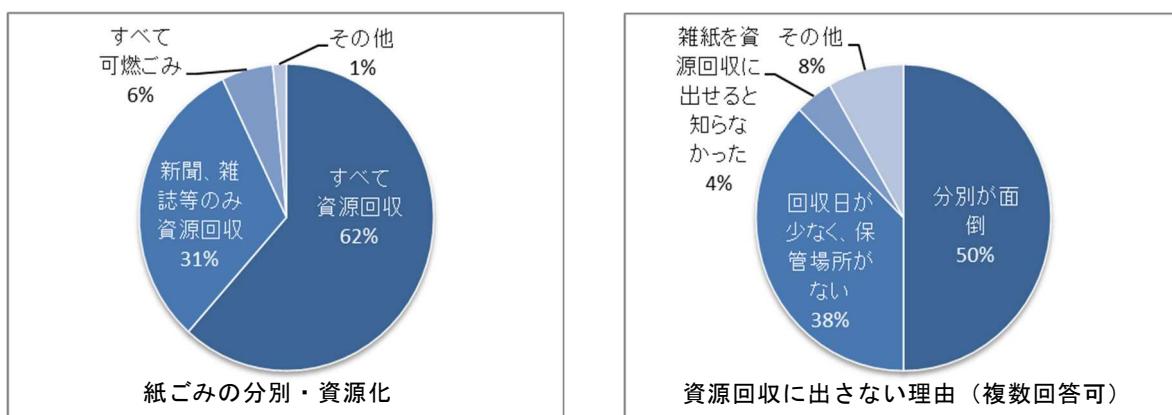


図15 紙ごみの分別・資源化の取組（リサイクル）

## ○知りたい情報

ごみの処理やリサイクルについて知りたい情報としては、「ごみの分別方法」を求める人が最も多く、次いで「家庭でできるごみの減量方法」、「スーパー等の店頭回収の情報」でした（図16）。

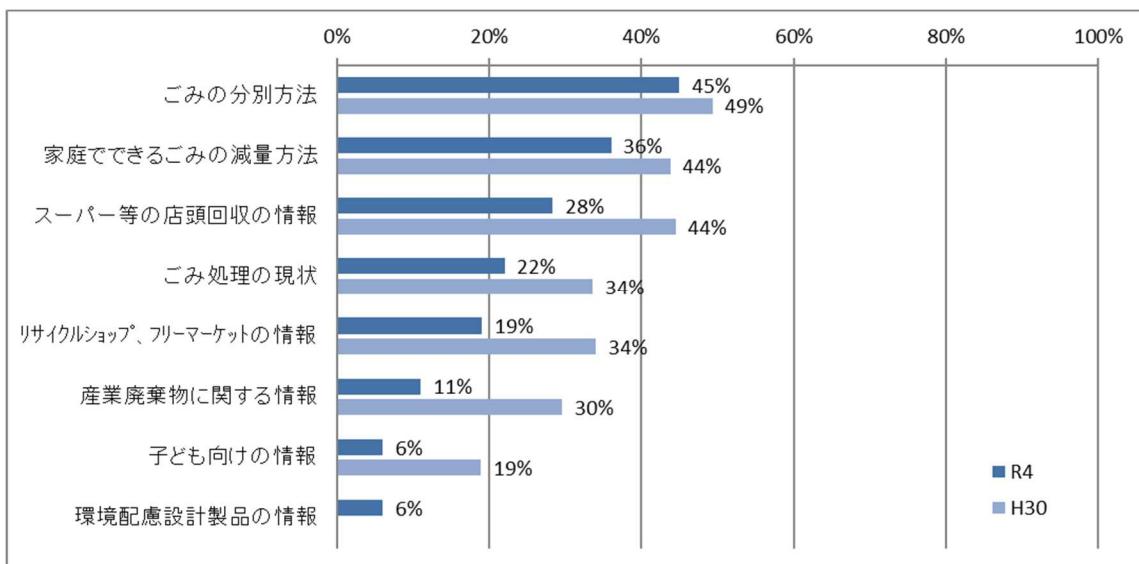


図16 ごみの処理やリサイクルについて知りたい情報（複数回答可）

## ○サーキュラーエコノミー（循環経済）に対する関心等

令和6年8月に閣議決定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行による持続可能な地域と社会づくりが国の取組の重点分野の1つに掲げられていますが、県民のサーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度には、全体の約4割にとどまっており、更に周知啓発を図っていく必要があります（図17）。

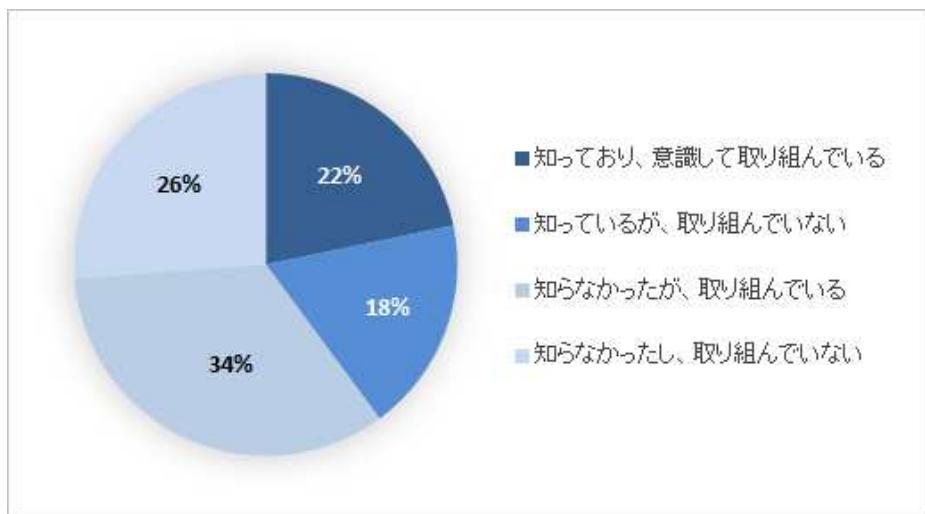


図17 サーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度

## ○今後、力を入れるべき施策

今後、力を入れるべき施策としては、「廃棄物に関する情報提供の充実」が最も多く、次いで「スーパー等での簡易包装の推進」、「学校等での環境学習の充実」であり、関係機関との連携により引き続き適切な情報提供等を行っていく必要があります(図18)。

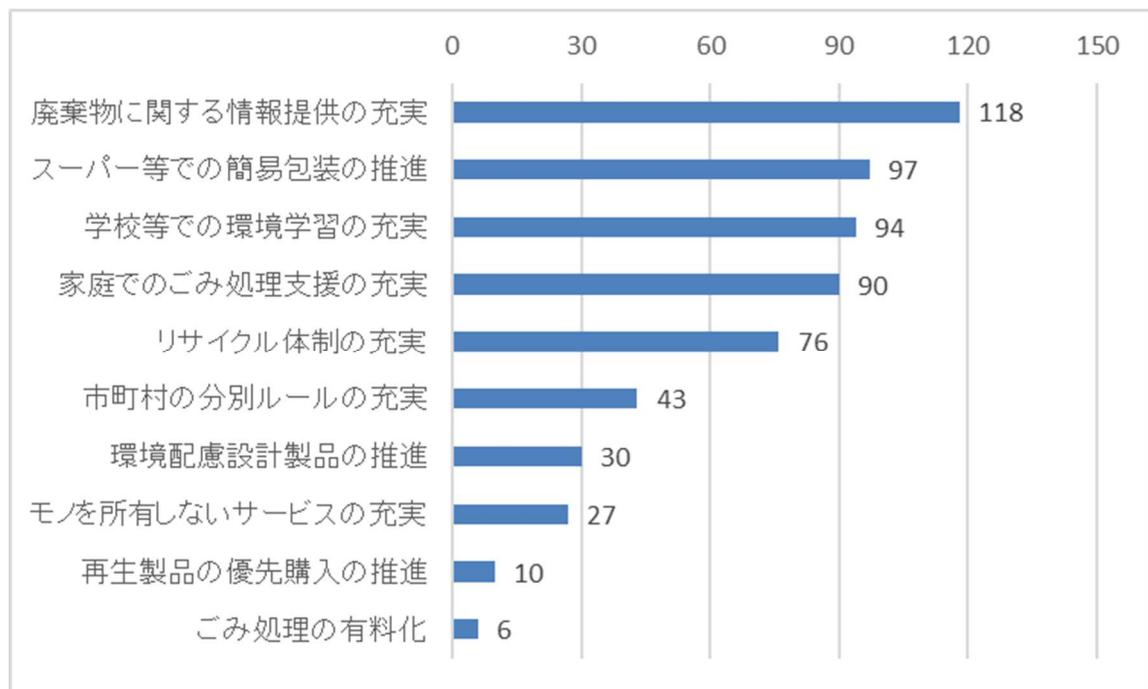


図18 今後、力を入れるべき施策（複数回答可）

## 2 一般廃棄物の目標達成状況

### ①排出量

排出量は、減少傾向を示しており、目標達成に近づいている状況です。事業系の資源ごみ、可燃ごみの減少が寄与しているものです。

### ②リサイクル率

リサイクル率は減少傾向で目標達成は困難な状況ですが、全国平均と比べて高い水準で推移しています。古紙回収や、一般廃棄物焼却施設の焼却灰の有効利用、全市町村での小型家電の分別回収等によるものと推察されます。

### ③最終処分量

最終処分量は減少しており、目標達成見込みです。これは、排出量の減少とリサイクルの継続した取組によるものと考えられます。

表7 一般廃棄物に関する目標達成状況

区分	平成29年度 実績値	令和4年度 実績値	第9次計画目標値 令和5年度
①排出量（1人1日 当たりの排出量）	219千トン (1,050グラム)	198千トン (990グラム)	193千トン (965グラム)
②リサイクル率	31.2%	28.3%	33%
③最終処分量	14千トン (6.6%)	12千トン (6.2%)	12千トン (6.2%)

### 3 産業廃棄物の現状と課題

#### (1) 産業廃棄物（第1次産業を除く。）の排出状況

本県における産業廃棄物（第1次産業を除く。）の排出量の推移は図19のとおりであり、近年はおおむね600千トン前後で推移しています。

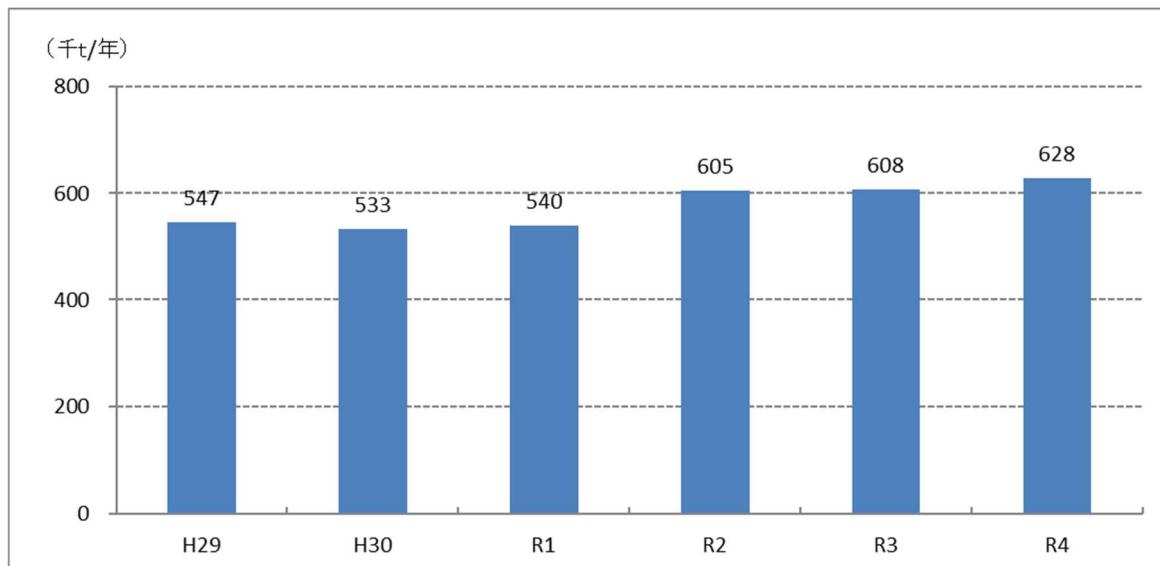


図19 産業廃棄物の排出量の推移（年度）

#### ○業種別排出状況

業種別の排出状況は図20及び図21のとおりであり、建設業、製造業の上位2業種で排出量の約90%を占めています。

排出量は、建設業で減少傾向にある一方、製造業では近年増加傾向にあります。

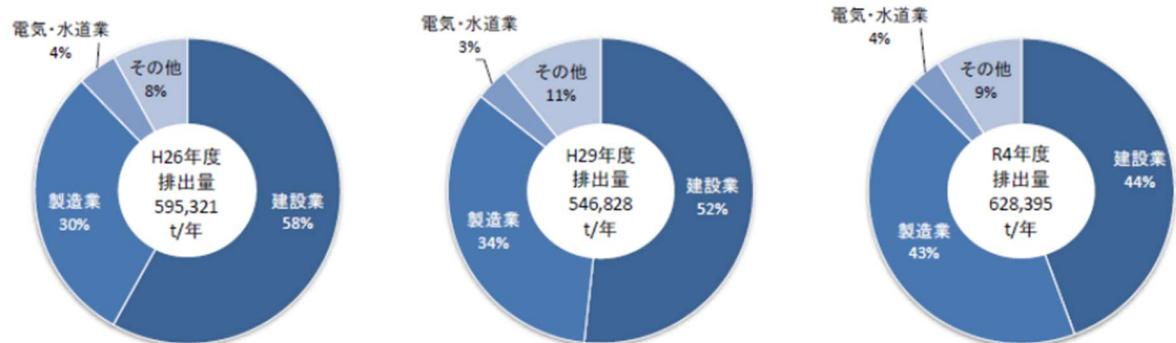


図20 業種別排出割合

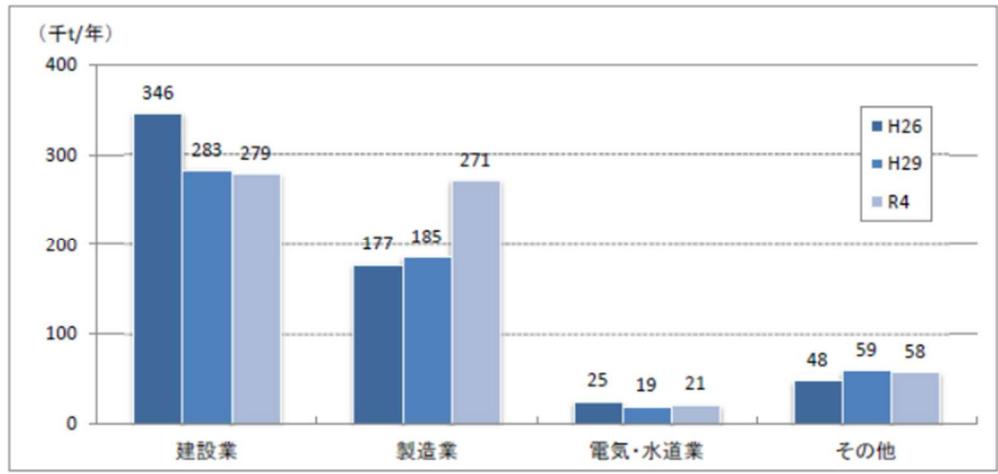


図21 業種別排出量の推移（年度）

### ○種類別排出状況

種類別の排出状況は図22及び図23のとおりであり、がれき類、汚泥及び木くずの上位3品目で排出量の約70～75%を占めています。

令和4年度では、排出量の多いがれき類は減少傾向にあり、廃プラスチック類は増加傾向にありました。

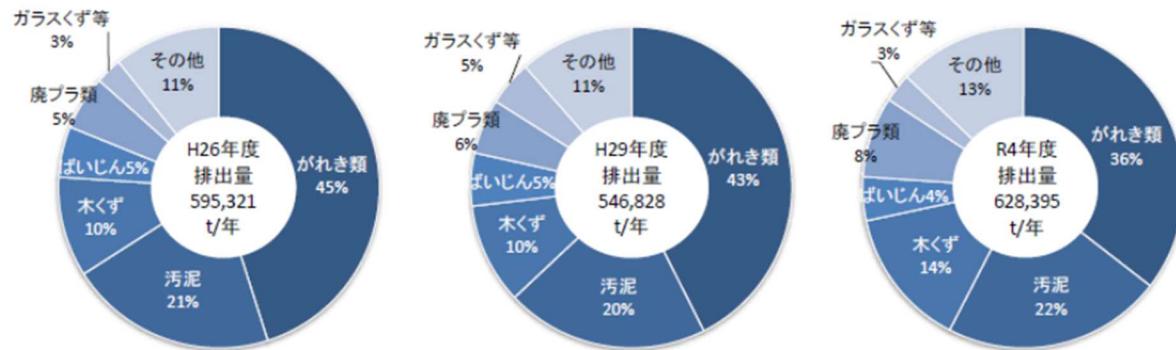
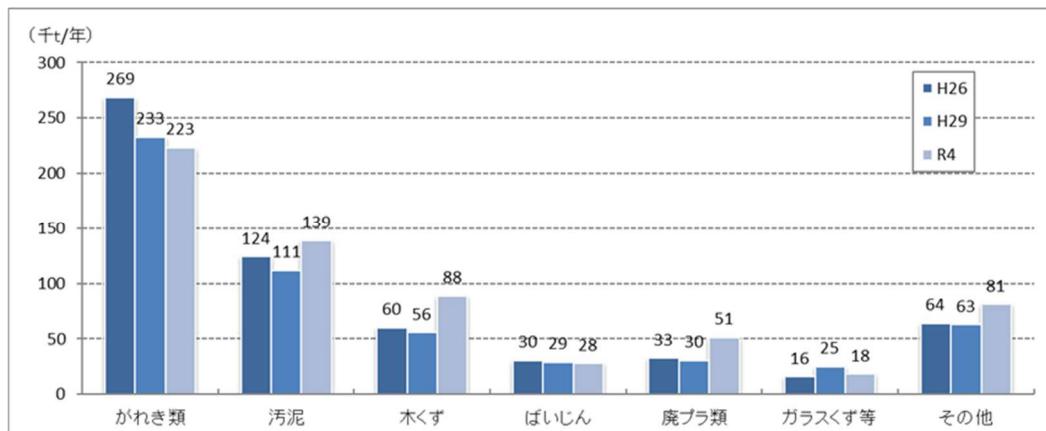


図22 種類別排出割合

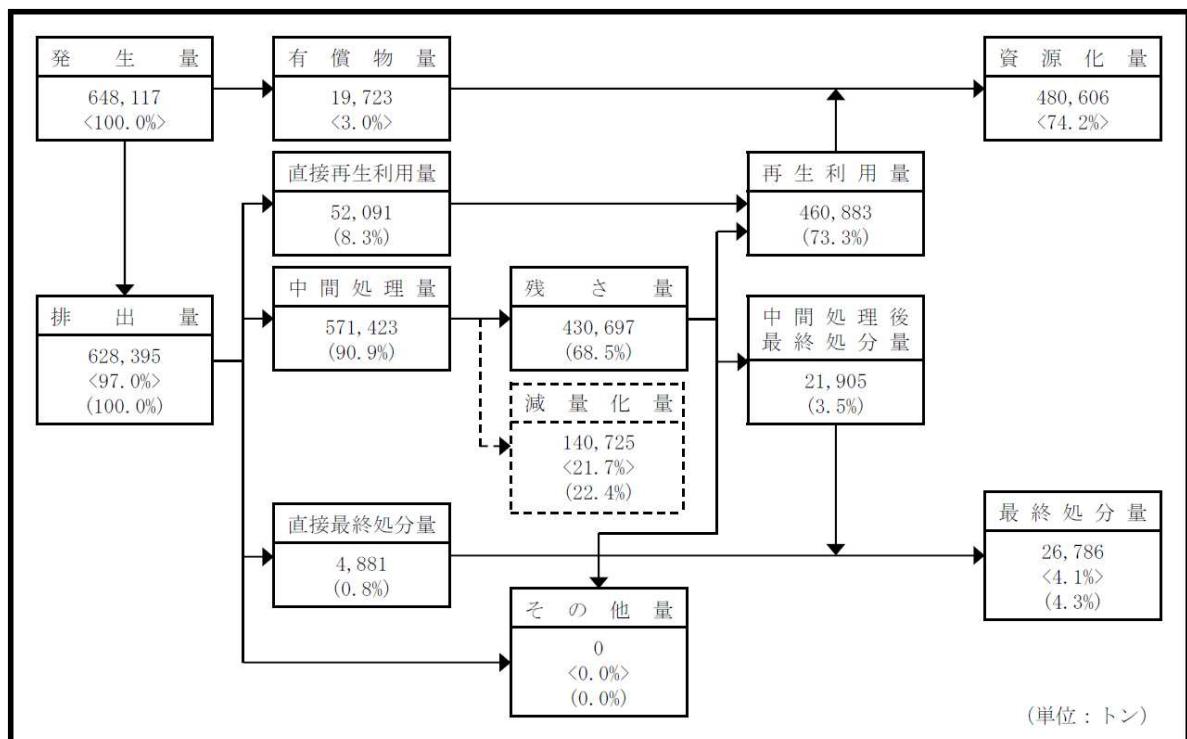


注：汚泥については、脱水後の量を排出量として取り扱っている

図23 種類別排出量の推移（年度）

## (2) 産業廃棄物（第1次産業を除く。）の処理状況

令和4年度の産業廃棄物（第1次産業を除く。）の処理状況は図24のとおりであり、排出量628千トンのうち、焼却・脱水・破碎などの中間処理を行ったものが571千トン（90.9%）で、中間処理により141千トン（22.4%）が減量化（減量化量）となっています。また、再生利用量（リサイクル量）は461千トン（73.3%）、資源化量は481千トン（74.2%）で、減量化と資源化により最終処分量は、27千トン（4.3%）と排出量の5%以下となっています。



注1：<>は発生量に対する割合、（）は排出量に対する割合を示す

注2：図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある

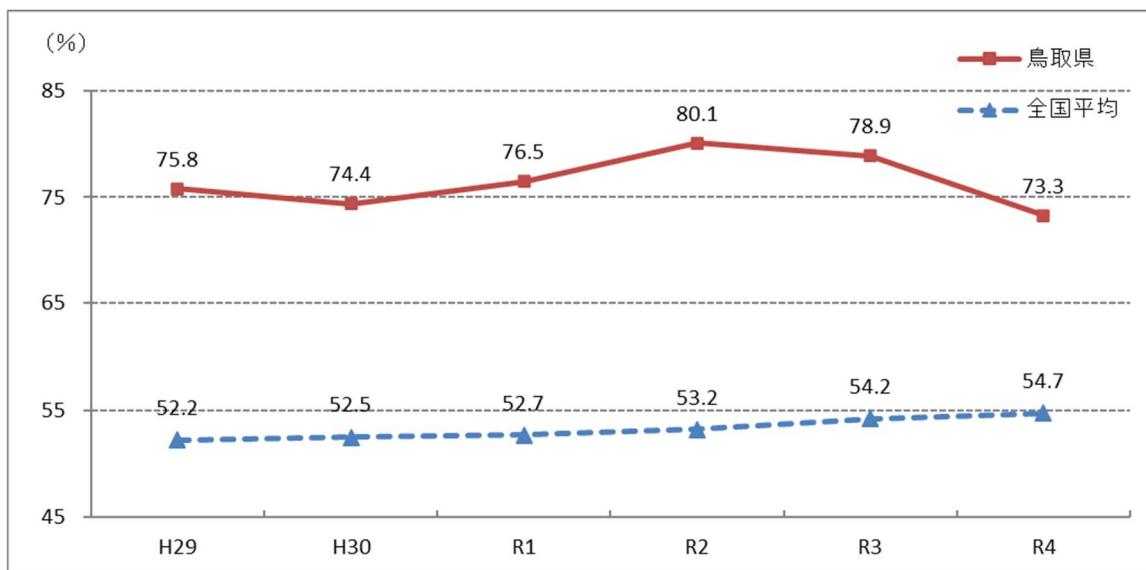
注3：「その他量」とは、主に事業所内で保管されている量を示す

図24 産業廃棄物の処理状況（令和4年度）

## ○減量化・再生利用（リサイクル）の状況

リサイクル率は図25のとおりであり、全国平均と比べて高水準を維持しています。また、処理状況の推移は図26のとおりであり、排出量に対する減量化・再生利用量の割合は95%と高くなっています。

産業廃棄物の種類別に減量化・リサイクル率を見ると、がれき類、汚泥、木くずではほぼ全量が減量・再生利用され、廃プラスチック類や燃え殻は90%を超える水準、ガラスくず等も85%を超える水準となっています（図27）。



注1：R4の全国平均値は、環境省が公表している速報値である

図25 リサイクル率の推移（年度）

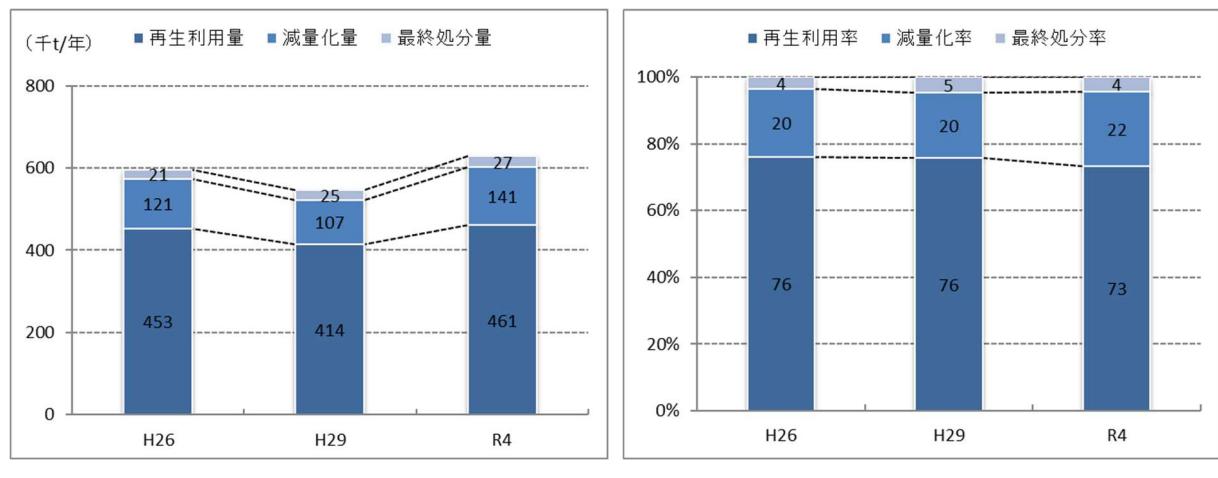


図26 処理量と処理割合の推移（年度）

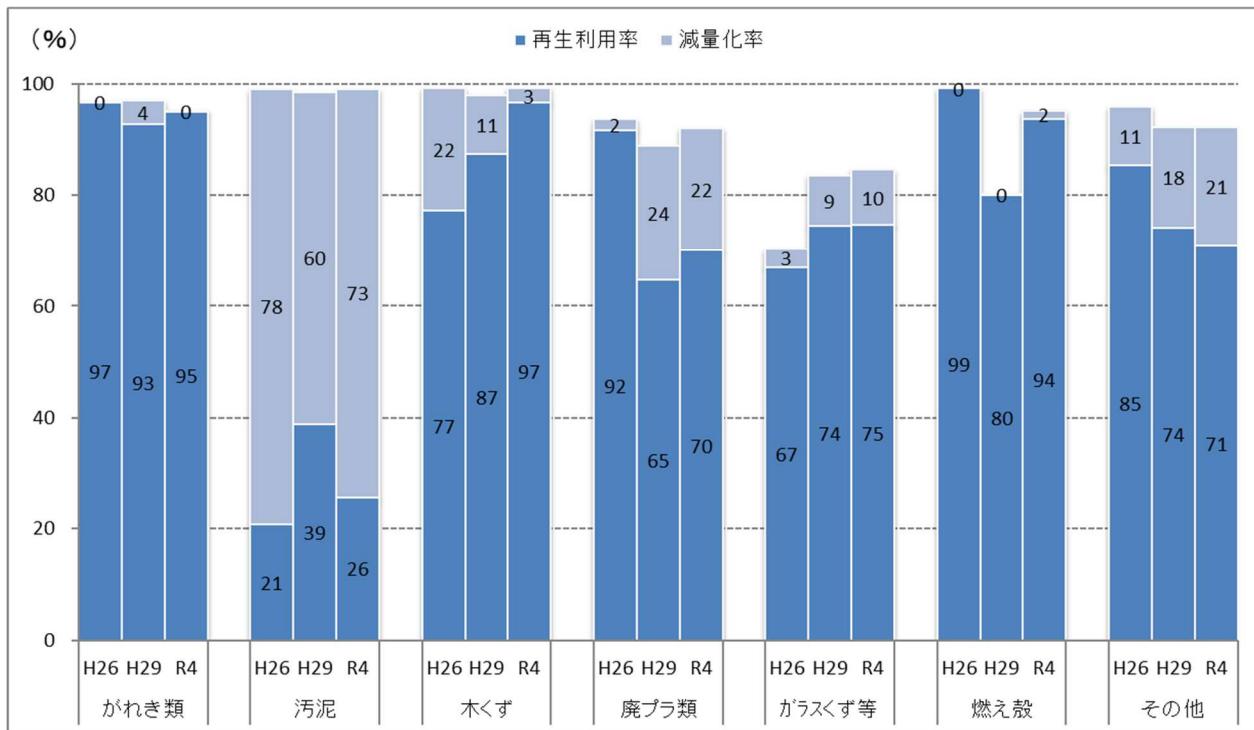


図27 種類別減量化・再生利用率（減量化率＋再生利用率）の推移（年度）

再生利用量全体に占める産業廃棄物の種類ごとの割合は図28のとおりであり、がれき類、木くず、汚泥、廃プラス類が全体の約8割以上を占めています。

用途別の再生利用状況は図29のとおりであり、土木・建設資材・再生資材として利用される量が最も多く、次いで燃料、飼料・肥料・土壤改良材等に利用されています。

また、2030年代以降に使用済みの太陽光発電パネルの大量廃棄が予想されることから、リユース・リサイクルを含む適正処理を進めるための仕組みづくり等を行っていく必要があります。

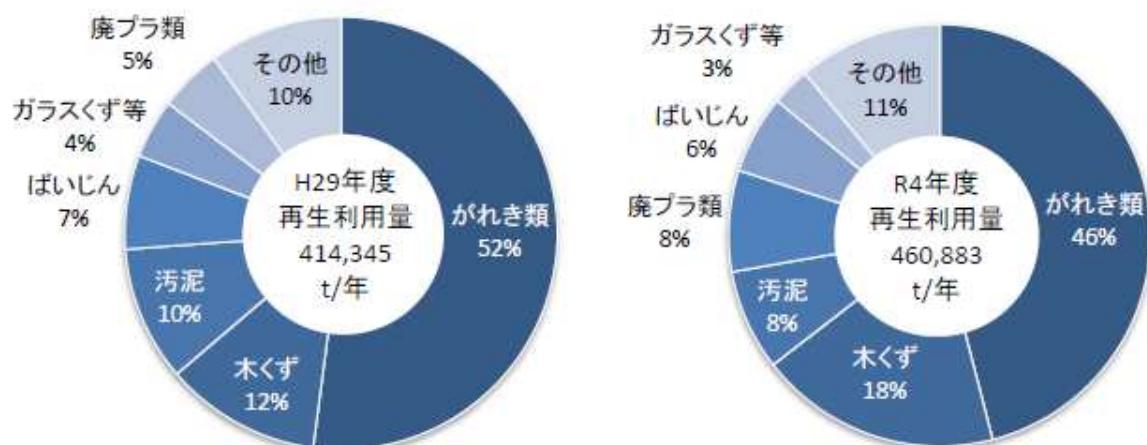


図28 資源化割合の推移

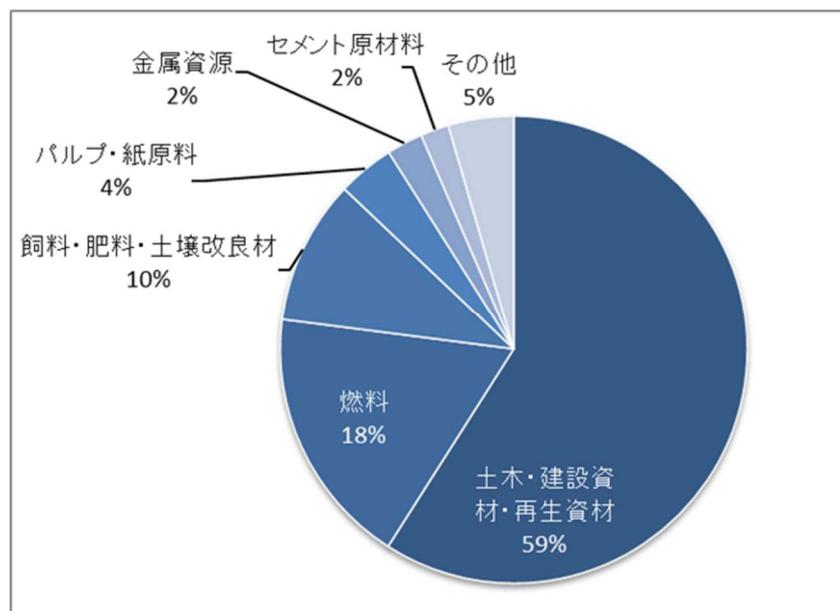


図29 用途別の再生利用状況（令和4年度）

### ○最終処分の状況

最終処分量の推移は、図30のとおりであり、近年は25千トンから28千トンの間で推移しています。

令和4年度の最終処分状況は、図31及び図32のとおりであり、業種別では、建設業、製造業の最終処分量が多く、この2業種で全体の約76%を占めています。

また、種類別では、がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず等の最終処分量が多くなっています。がれき類は、9割以上が土木・建設資材等としてリサイクルされている一方で最終処分されている量も多く、最終処分量全体の約4割を占めているため、より一層のリサイクルの取組が必要です。

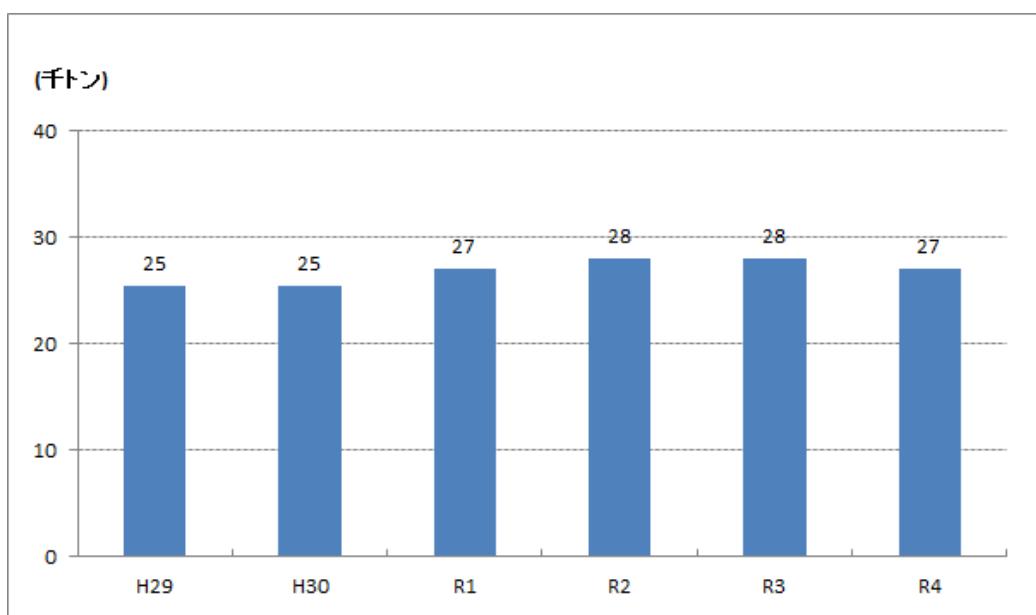


図30 最終処分量の推移（年度）

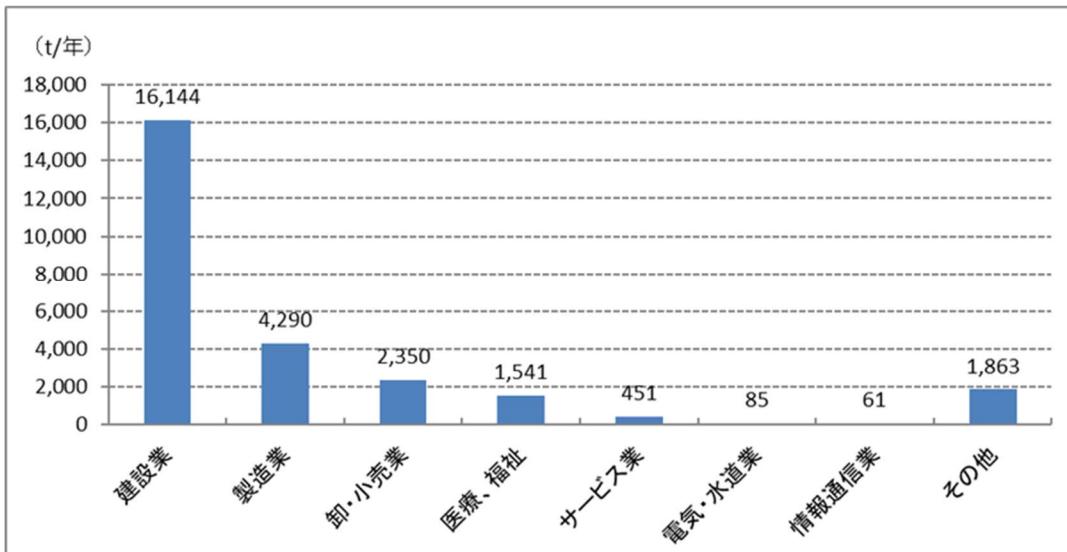
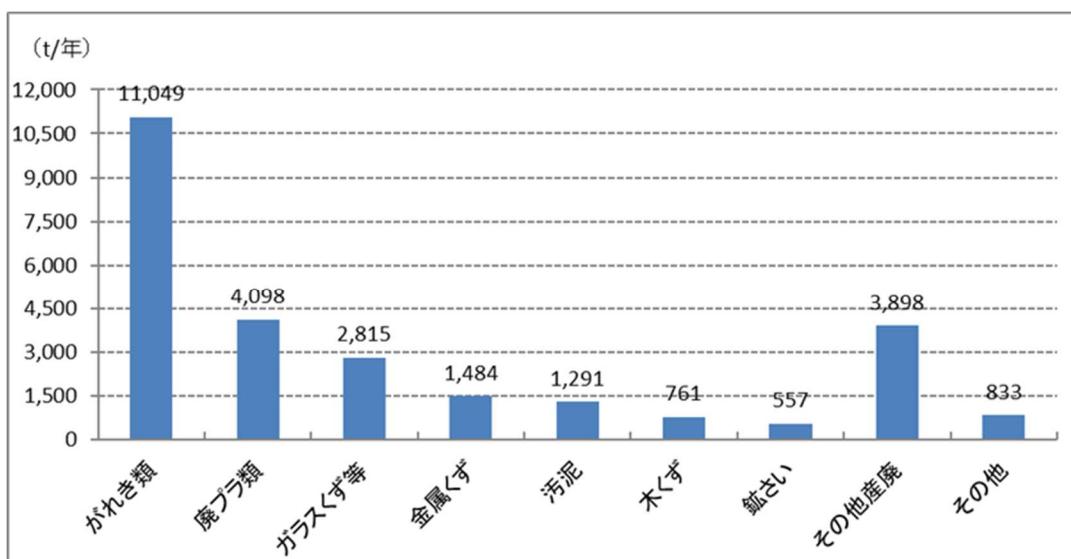


図31 業種別の最終処分量（令和4年度）



注：その他産廃とは、主に混合廃棄物を示す

図32 種類別の最終処分量（令和4年度）

### (3) 特別管理産業廃棄物の排出、処理状況

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を有する特別管理産業廃棄物の処理状況は図33のとおりであり、排出量7,366トンのうち、再生利用量（リサイクル量）は415トン（5.6%）、減量化量は6,346トン（86.2%）、最終処分量が605トン（8.2%）となっております。

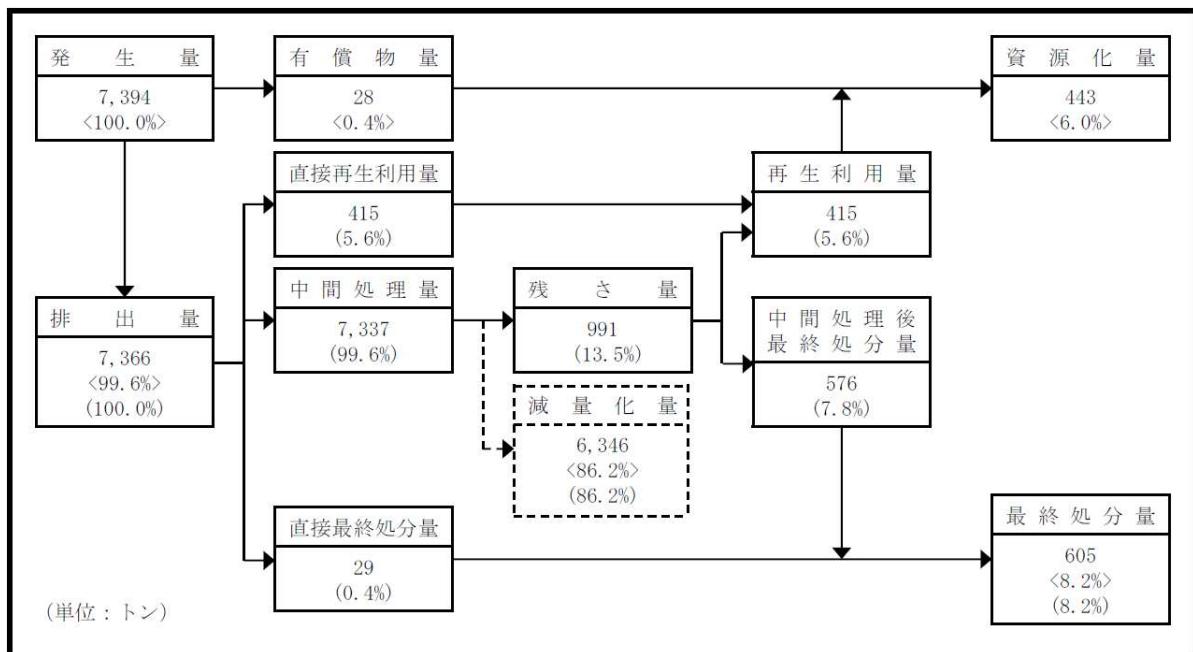


図33 特別管理産業廃棄物の処理状況（令和4年度）

注1：<>は発生量に対する割合、（）は排出量に対する割合を示す

注2：図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある

### ○業種別、種類別状況

業種別の排出量は図34のとおりであり、令和4年度は医療・福祉が6,331トン（86%）、製造業が464トン（6%）と、この2業種で全体の90%以上を占めています。

また、種類別の排出量は図35のとおりであり、令和4年度は感染性廃棄物が6,570トン（89%）となっています。感染性廃棄物以外では、廃油、特定有害廃棄物（廃P C B等、P C B汚染物、指定下水汚泥等）の排出量が多くなっています。

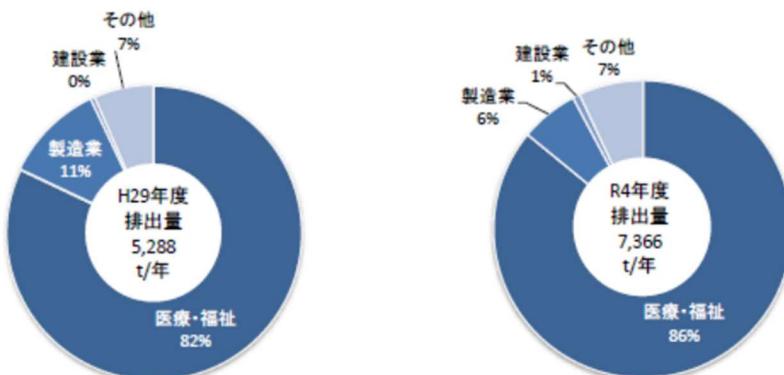


図34 業種別排出量

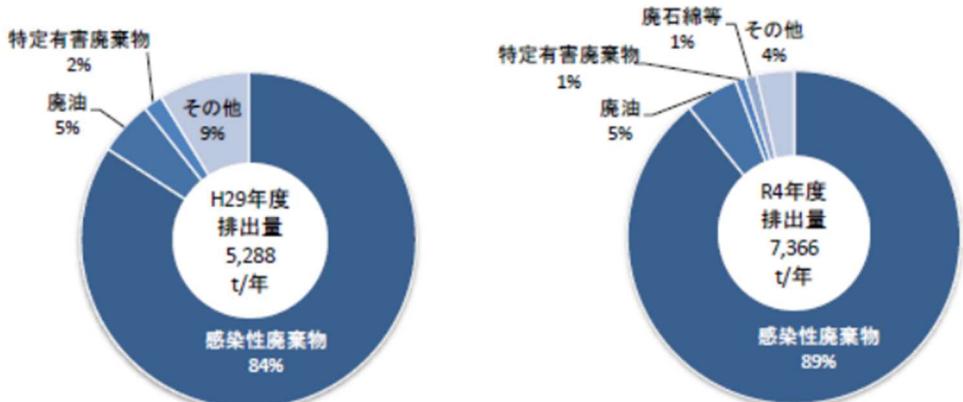


図35 種類別排出量

#### (4) 第1次産業（農業、林業）からの産業廃棄物の排出、処理状況

令和4年度の農業、林業からの産業廃棄物の排出量は564,348トンとなっています。

種類別に見ると、動物のふん尿（家畜排せつ物）が562,780トンとほぼ全量を占めており、その他にビニールハウスなどの農業用廃プラスチック類等が合計1,568トンでした（表8）。

表8 農業、林業からの産業廃棄物排出量（令和4年度）

（単位：トン）

合計	動物のふん尿	その他
564,348	562,780	1,568

農業からの排出量は、動物のふん尿の排出量によって変動しますが、県内の家畜飼養頭数は年度による増減はあるものの、おおむね同程度で推移していることより、農業からの産業廃棄物の排出量も横ばいで推移しています（図36）。

なお、家畜排せつ物利用状況調査では、動物のふん尿は、ほぼ全量が堆肥化等により再使用・再生利用されています。

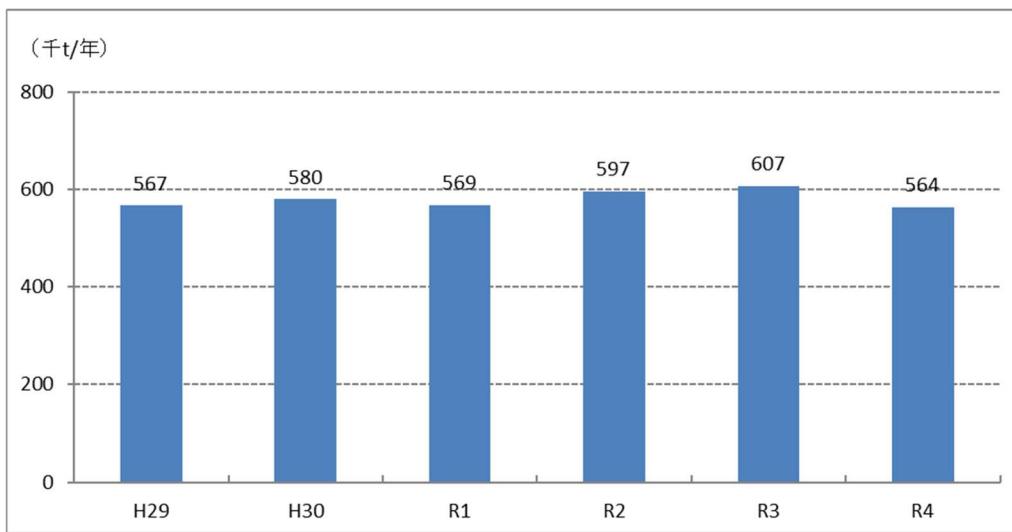


図36 農業、林業からの産業廃棄物の推移（年度）

#### （5）産業廃棄物（第1次産業を除く。）の広域移動の状況

県内で発生した産業廃棄物（第1次産業を除く。）の一部は、県外で中間処理、リサイクル、最終処分されています。

令和4年度の産業廃棄物の移動状況は図37のとおりであり、処理・処分を目的として事業場から搬出された産業廃棄物量（搬出量）461,159トンのうち、県内への搬出量は392,757トン（85%）、県外への搬出量は68,402トン（15%）となっています。

また、最終処分の状況は図38のとおりであり、県内の最終処分場で処分されたのは39.6%（10,594トン）であり、60.4%（16,192トン）は県外の最終処分場で処分されています。特に、管理型産業廃棄物（埋立後に汚水が発生する汚泥や燃えがら等）については、委託処理可能な管理型最終処分場が県内にないため、県外の管理型最終処分場に処理を依存しています。

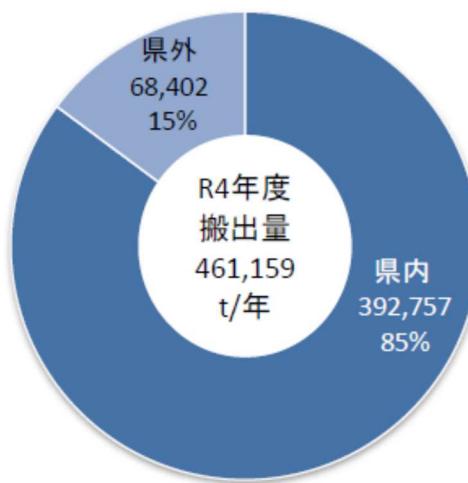


図37 産業廃棄物の移動状況（令和4年度）

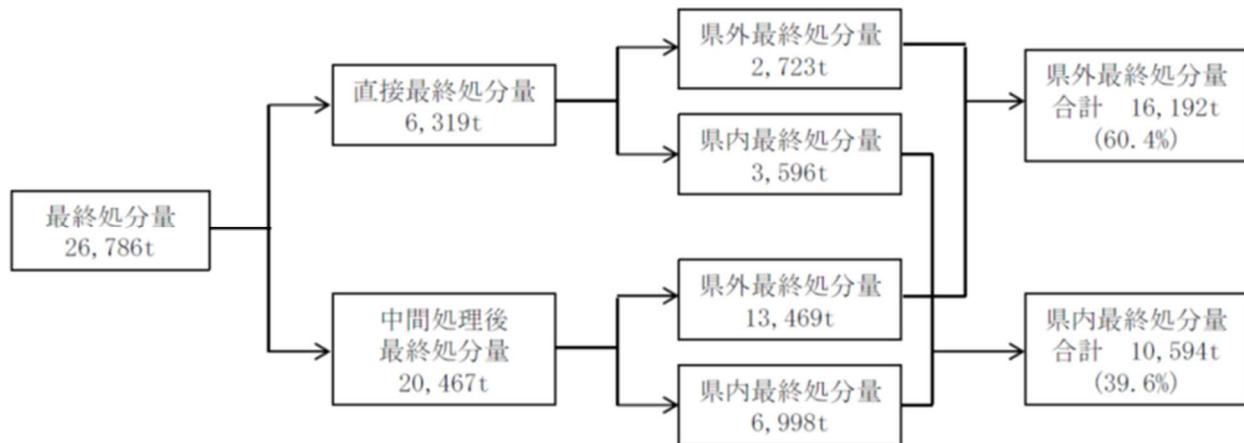


図38 最終処分の状況（令和4年度）

#### （6）県内の産業廃棄物処理施設の状況

令和5年度末の県内の産業廃棄物処理施設の状況は表9のとおりであり、脱水、破碎、焼却等の中間処理を行う施設は合計155施設であり、その内訳は、がれき類、木くず、廃プラスチック類の破碎施設が最も多く128施設（83%）で、次いで汚泥の脱水施設が14施設（9%）、焼却施設が10施設（6%）となっています。

最終処分場については、埋立後に雨水等にさらされてもほとんど変化しない廃プラスチック類、金属くず等を埋め立てる安定型最終処分場が7施設あります。

埋立後に汚水が発生する汚泥や燃えがら等を埋め立てる管理型最終処分場については、県内に委託処理可能な管理型最終処分場がないため、産業振興の面からも早期の処分場建設が必要となっています。

表9 産業廃棄物処理施設数（令和5年度末現在）

施設名		施設数	備考
中間処理施設	汚泥の脱水施設	14	
	汚泥の乾燥施設	2	
	廃油の油水分離施設	1	
	破碎施設	128	がれき類、木くず、廃プラの破碎施設
	焼却施設	10	
	小計	155	
最終処分場	安定型最終処分場	7	
	管理型最終処分場	0	
	小計	7	
合計		162	

注1：施設数は、廃棄物処理法第15条第1項の設置許可対象施設の数

注2：管理型最終処分場は、特定の産業廃棄物のみを処分する施設を除く

表10 産業廃棄物の処理必要量

	焼却施設	安定型処分場	管理型処分場
処理必要量	13,032 (t/年)	18,754 (m³/年)	22,619 (m³/年)
処理能力	82,256 (t/年)	175,634 m³	0

#### (7) 産業廃棄物に関する事業者アンケート結果

廃棄物処理に関する事業者の意識について把握するため、中間処理業者及び多量排出事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間：令和6年4月12日～30日

調査対象：県内の多量排出事業者及び中間処理業者（計180事業者）

回答者：121（回答率67.2%）

#### ○今後の産業廃棄物の排出量に関する意識

今後の産業廃棄物の排出量の見込みは図39のとおりであり、「増える」又は「変わらない」が合計64%であり、過半数の事業者が今後も産業廃棄物の排出量は減らないという認識でした。前回（平成30年度）の調査と比べると、その割合はほぼ変わっていないことから、排出量の多い多量排出事業者等を中心に、継続した排出抑制等に向けたきめ細かな指導・助言を行っていくことが必要です。併せて、処理施設の整備等を通じて産業廃棄物の減量・リサイクルを推進していくことも重要です。

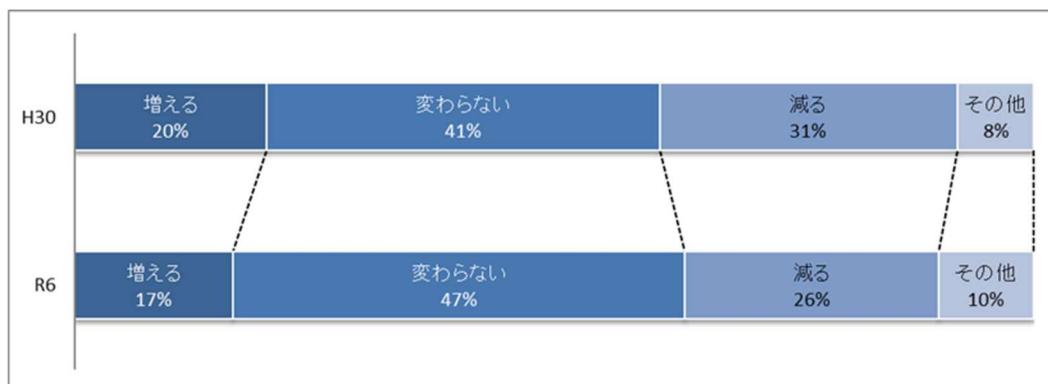


図39 今後の産業廃棄物の排出量の見込み

#### ○産業廃棄物の最終処分に関する意識

産業廃棄物の最終処分に関する意識は図40のとおりであり、現状では「困っていない」が65%でしたが、将来的には「困るようになる」との回答が70%以上であり、産業廃棄物の最終処分について、将来的な不安を抱えている事業者が多いことが分かりました。

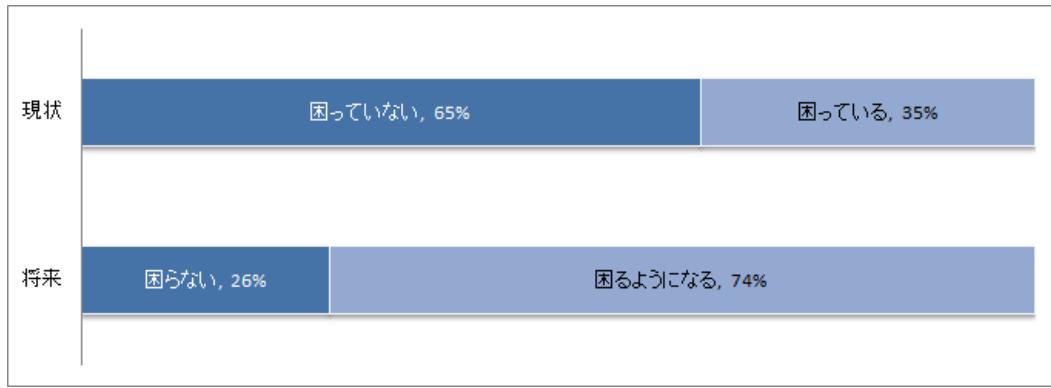


図40 産業廃棄物の最終処分について

#### ○産業廃棄物処分場の必要性に関する意識

県内の最終処分場の必要性については図41のとおりであり、86%が県内に産業廃棄物処分場が必要と回答し、必要な理由としては「運搬料金を安くしたい」、「県外から拒否されそう」、「事前協議が面倒」という理由でした。

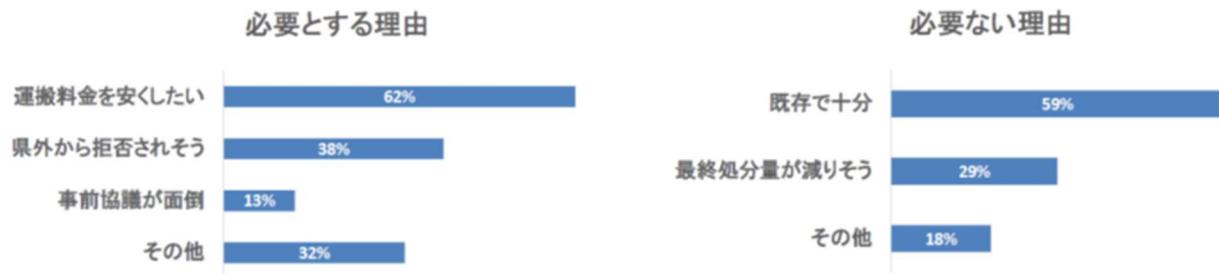


図41 県内の産業廃棄物処分場の必要性

## 4 産業廃棄物の目標達成状況

### ①排出量

排出量は増加傾向にあり目標達成は困難な状況です。

### ②リサイクル率

がれき類等の再生利用が継続し、全国平均と比べて高水準を維持しているものの、目標を3.7ポイント下回っており、目標達成は困難です。

### ③最終処分量

最終処分量は、令和4年度実績で目標を4千トン上回っており、目標達成は困難です。

表11 産業廃棄物に関する目標達成状況

区分	平成29年度 実績値	令和4年度 実績値	第9次計画目標値 令和5年度
①排出量	547千トン	628千トン	547千トン
②リサイクル率	75.8%	73.3%	77%
③最終処分量	25千トン (4.6%)	27千トン (4.3%)	23千トン (4.2%)

## 5 その他

### (1) 不法投棄の状況

県内の不法投棄の発見件数の推移は表12のとおりであり減少傾向にあるものの、引き続き、危機感を持って不法投棄対策を推進していく必要があります。

発見される不法投棄は、家庭ごみと考えられる一般廃棄物が約9割を占めており、今後も行政機関が主体となって、県民の不法投棄に対する一層のモラル向上に向けた啓発活動等を行い、不法投棄の未然防止や撤去、原因者の究明等を行っていく必要があります。

表12 県内の不法投棄件数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
発見件数	110	109	93	84	78

注：県と鳥取市の廃棄物適正処理推進指導員が確認した件数

### (2) 廃棄物処理施設から発生するダイオキシン類の状況

ダイオキシン類の主要な発生源である廃棄物焼却施設については、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法によって各種規制が行われています。

県内の廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の量は表13のとおりであり、令和5年度は0.34g-TEQ/年でした。

国では「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画（平成24年8月）において、当面の間の削減目標量は、現状の環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減することとしています。

表13 ダイオキシン類排出量（単位：g-TEQ／年）

年 度	H25	H29	R5
一般廃棄物焼却施設	0.3	0.2	0.17
産業廃棄物焼却施設	0.2	0.2	0.17
合計	0.5	0.4	0.34

注：排出量は、自主検査結果等を基に県で推計した数値

### (3) アスベスト廃棄物の状況

石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等（飛散性）と、通常の産業廃棄物に該当する石綿含有産業廃棄物（非飛散性）に分類されます。

このうち、廃石綿等については、県内に処理できる施設がないことから、すべて県外で処理されています。

県では、「鳥取県石綿健康被害防止条例」により、石綿含有建材が使用された建築物・工作物の解体工事に伴い排出される産業廃棄物の処分予定及び処理実績について報告

等を義務付け、石綿を含有する産業廃棄物の適正処理の確保に努めています。

表14 アスベスト廃棄物の排出量（令和5年度）

	廃石綿等 (飛散性)	石綿含有産業廃棄物 (非飛散性)
排出量（トン）	32	1,967

注1：排出量は、条例に基づく届出を基に県が集計したもの（廃石綿等は0.3t/m<sup>3</sup>、石綿含有産業廃棄物は1.0t/m<sup>3</sup>として集計）

注2：石綿含有産業廃棄物とは、セメントにアスベストを混入して成形したスレート板やサイディング、ビニル床タイルなどが廃棄物になったもののこと

#### （4）低濃度P C B廃棄物の状況

低濃度P C B廃棄物は、各事業者に適正処理（処理期限：令和8年度末）及び処理するまでの適正保管が義務付けられています。

処理は、国が認定した無害化処理施設等（令和5年11月末時点では33施設。うち県内は1施設）で行われています。

県内には、令和5年度末時点では90の保管事業所があり、県・鳥取市が定期的な立入検査により保管状況の確認を行い、紛失事故や漏洩事故がないよう監視していますが、所有者による適正処分及び適正保管の徹底が必要です。

なお、高濃度P C B廃棄物については、令和2年度末が処理期限であり、その後発見されたものは、国の方針に従い、所有者による適正保管・適正処理が行われています。

表15 低濃度P C B廃棄物の保管及び処理状況（令和5年度末）

区分	①届出台数 (累計)	②処理済 (累計)	③未処理	進捗率 (②) / (①)
<b>低濃度</b>				
低濃度PCB機器	26,450台	26,031台	419台	99.3%

注：保管数量は、P C B特別措置法に基づく届出を基に県が集計したもの

### 第3章 基本方針

私たちは、世界に認められた中海や山陰海岸をはじめとした本県の豊かで恵まれた自然環境の中で生活をしています。これらの自然環境を次の世代に引継いでいくことが、現代を生きる私たちの大きな使命です。

このため、貴重な天然資源の消費抑制と資源循環の徹底を積極的に進め、環境への負荷ができるだけ抑えられる「循環型社会」の形成に向けた取組を一層進めることが必要です。

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3 R」に、廃棄物の元を断つ意味であるリフューズと、Renewable（再生可能資源への代替）を加えて、「4 R + Renewable」を循環型社会形成の取組の柱として取組を進めてきました。

今後、更なる成果を上げるため、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、持続可能な形で資源の効率的・循環的な有効利用にも取り組んでいきます。

この計画では「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念として、県民、N P O、事業者、行政が一体となって、次の4つの観点から、環境保全を前提としたより一層の循環型社会の形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指します。

#### ○ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- ・製品の設計から廃棄物の処理までの各段階の主体による取組の推進、気運醸成に向けた活動推進

#### ○ プラスチックの資源循環の促進

- ・プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進、販売・提供時の取組を通じた使用の合理化、分別収集・再商品化の推進

#### ○ 食品ロスの削減

- ・未利用食品の提供活動、食品関連事業者の取組への支援、普及啓発等による食品ロス削減の促進

#### ○ 廃棄物の適正処理体制の確立

- ・廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の撲滅、災害廃棄物等の適正処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化

## 基本理念

### 持続可能な循環型社会の構築

#### 基本方針と主な取組

##### | 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

- ・製品の設計から廃棄物の処理までの各段階の主体による取組の推進
- ・気運醸成に向けた活動推進

##### | プラスチックの資源循環の促進

- ・プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進
- ・販売・提供時の取組を通じた使用の合理化
- ・分別収集・再商品化の推進

##### | 食品ロスの削減

- ・未利用食品の提供活動
- ・食品関連事業者の取組への支援
- ・普及啓発等による食品ロス削減の促進

##### | 廃棄物の適正処理体制の確立

- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・不法投棄の撲滅
- ・災害廃棄物等の適正処理体制の確保
- ・ごみ処理の広域化・集約化

#### 実施体制

#### 鳥取県が進める取組

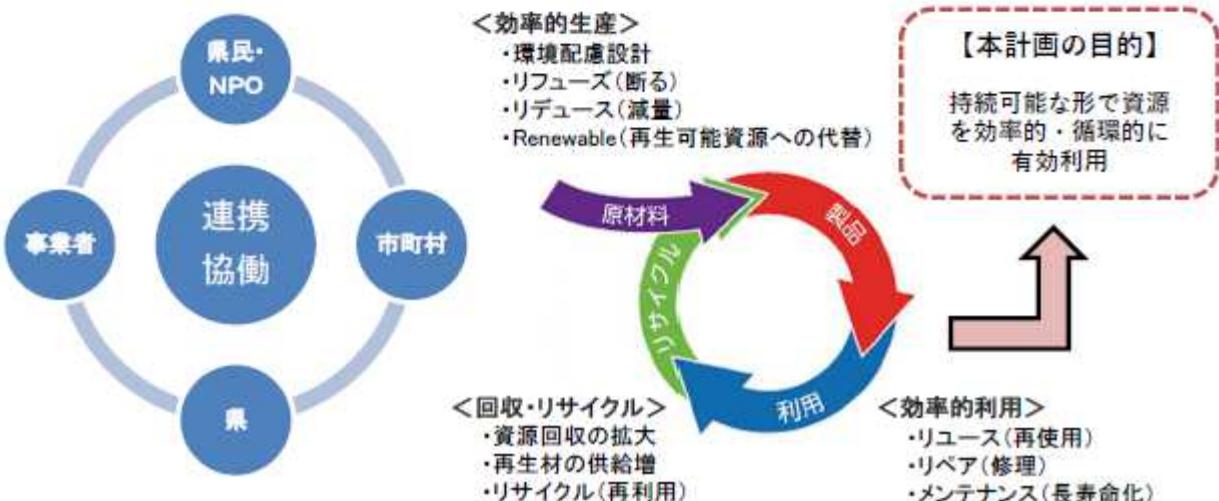


図42 イメージ図

## 第4章 目標

### 1 一般廃棄物（ごみ）の目標

これまでの一般廃棄物の処理実績及び今後実施する施策の効果を勘案し、令和10年度の目標を次のとおり設定します。

表16 一般廃棄物（ごみ）の目標値

	排出量 (1人1日当たり排出量)	リサイクル率	最終処分量 (割合)
目標値	174千トン (930g/人・日)	33%	10千トン (5.7%)

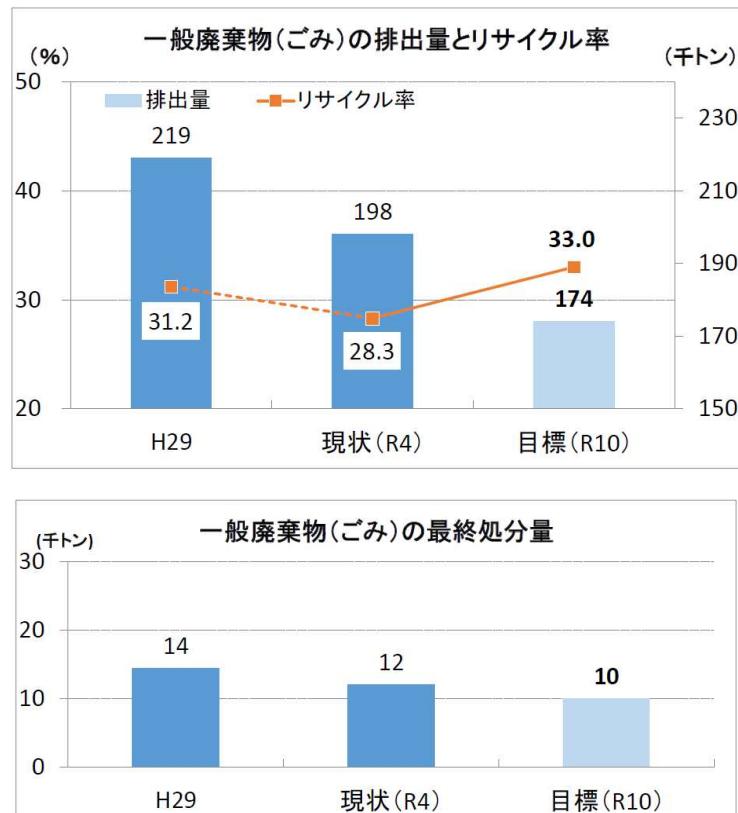


図43 一般廃棄物（ごみ）の目標

## 2 産業廃棄物の目標

これまでの産業廃棄物の処理実績及び今後実施する施策の効果を勘案し、令和10年度の目標を次のとおり設定します。

表17 産業廃棄物の目標値

	排出量	リサイクル率	最終処分量 (最終処分割合)
目標値	628千トン	77%	23千トン (3.7%)

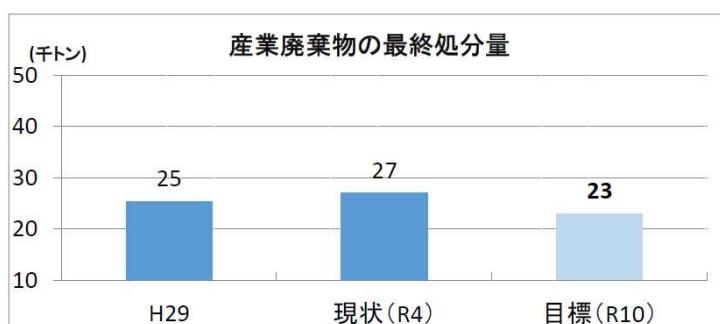
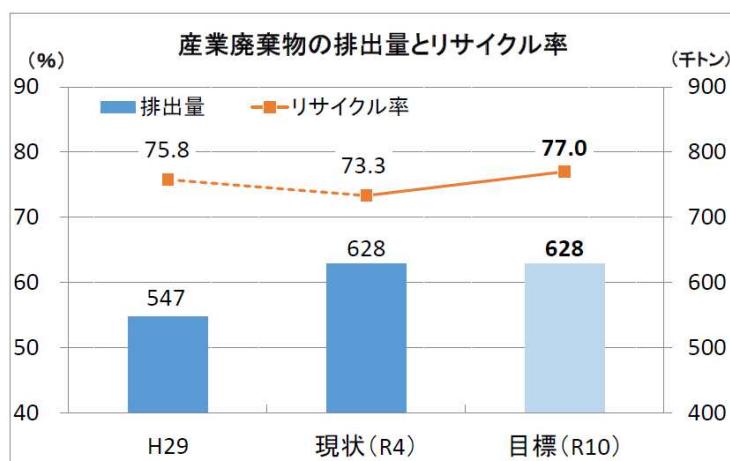


図44 産業廃棄物の目標

## 3 プラスチック資源循環の目標

プラスチックごみの分別収集・再商品化を実施する市町村数を増やすこととし、令和10年度には全市町村で取り組んでいただくことを目標とします。

※現状（令和5年度末）のプラスチックごみ分別収集・再商品化実施数：5市町村

#### 4 食品ロス削減の目標

これまでの取組及び今後実施する施策の効果を勘案し、令和10年度の目標を次のとおり設定します。

表18 食品ロスの目標値

	発生量	1人1日当たりの食品ロス量
目標値	15千トン/年	80g/人・日

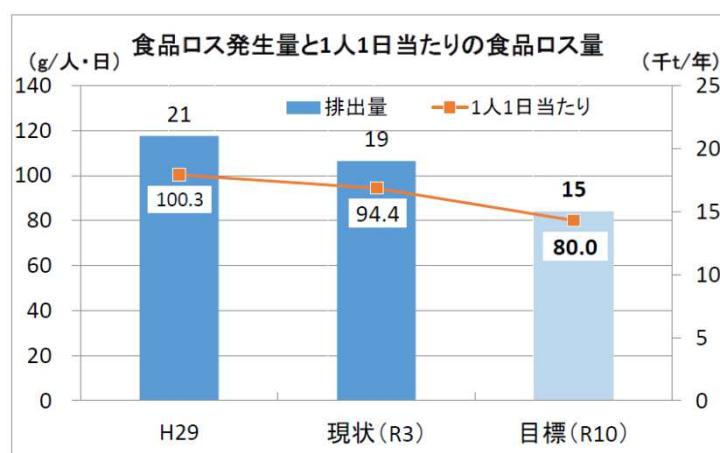


図45 食品ロス削減の目標

## 5 目標値設定の考え方

目標値設定の考え方は次のとおりです。

### (1) 一般廃棄物の目標値

#### ①排出量及び1人1日当たりの排出量

食品ロス削減等の取組強化に加え、粗大ごみ等のリユース促進、広報・啓発等による可燃ごみの削減等の取組により、24千トンの削減を見込みます。

[食品ロス削減(4.0千トン減)、リユースの促進(3.1千トン減)、可燃ごみの削減(2.6千トン減)、生ごみ水切り(1.1千トン減)、マイボトル・マイバッグ運動(0.5千トン減)、人口減等の社会的要因(12.7千トン減)]

#### ②リサイクル率

リサイクル率は全国トップレベルであり、この水準を維持しながら、可燃ごみ排出量の削減、プラスチックごみの分別収集・再商品化、紙おむつの燃料化等の取組により、4.7ポイントの上昇を見込みます。

[可燃ごみの排出量の削減等(+2.1)、プラスチックごみの資源化量4.0千トン増(+2.1)、紙おむつ等の資源化量0.9千トン増(+0.5)]

#### ③最終処分量

ごみ排出量抑制による埋立廃棄物の発生抑制等により、2千トンの削減を見込みます。

[ごみ排出抑制(1.2千トン減)、人口減(0.8千トン減)]

### (2) 産業廃棄物の目標値

#### ①排出量

今後も県全体として増加傾向で推移すると考えられ、令和5年度鳥取県産業廃棄物実態調査報告書では、令和10年度は650千トン排出されると推計されています。これは、令和4年度の排出量より22千トン増加するものですが、多量排出事業者等への減量の指導継続等により、現状レベルに抑制することを見込みます。

#### ②リサイクル率

現時点既に高いレベルにありますが、最終処分量の多いがれき類、廃プラスチック類、汚泥等のリサイクルの推進により、3.3ポイントの上昇を見込みます。

[汚泥のリサイクル推進(+2.2)、がれき類・廃プラスチック類・ガラスくず等・木くずの分別徹底・リサイクルの推進(+1.1)]

#### ③最終処分量

最終処分量の多いがれき類、廃プラスチック類、ガラスくず等などについて、より一層、資源化への取組を進めることで、4千トンの削減を見込みます。

[がれき類の分別徹底(2.3千トン減)、廃プラスチック類・ガラスくず等・木くずの分別徹底・リサイクルの推進(1.5千トン減)、汚泥のリサイクル推進(0.2千トン減)]

### (3) プラスチック資源循環の目標値

#### ①プラスチックごみ分別収集・再商品化実施市町村数

プラスチックごみの分別収集・再商品化の取組を全市町村に拡大することにより、現在取り組んでいない14市町村の増を見込みます。

[全市町村が実施(+14市町村)]

#### (4) 食品ロス削減の目標値

##### ①食品ロス発生量及び1人1日当たりの食品ロス量

食べ残し持ち帰り、さんまる いちまる 30・10 食べきり運動などによる事業系食品ロス発生量の削減、広報・周知による家庭系食品ロス発生量の削減等により、4千トンの削減を見込みます。

[事業系食品ロス削減（1.8千トン減）、家庭系食品ロス削減（0.9千トン減）、人口減等の社会的要因（1.3千トン減）]

## 第5章 循環型社会実現への取組

### I 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが必要です。

県民・事業者・自治体など様々な主体が参加する新たな循環経済の流れを生み出し、製品の適切な長期利用やリユースを促進しながらその循環の輪を広げ太くしながら、県内経済の活性化や県内産業の振興、県内課題を解決することで、持続可能な循環型社会の構築を実現します。

#### 1 製品の設計・製造から販売・使用までの取組

##### (1) 設計・研究開発・製造段階の取組

○環境配慮設計や再生材の利用・供給拡大に取り組む企業に対して、国の補助事業などの情報提供を行うとともに、資源循環などに資する新たなリサイクル製品及び技術の開発による事業化や新サービスの展開を目指して行う調査研究や技術開発、仕組みづくり等の取組を支援します。

※環境配慮設計：分解が容易であり、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法。（出典：第5次循環型社会形成推進基本計画（環境省））

○事業者、関係団体、大学、（公財）鳥取県産業振興機構などの試験研究機関、金融機関、有識者、市町村等の多様な主体の連携・協働により、循環経済ビジネスの掘り起こしや事業化促進など県内の中小企業等の競争力を高めるとともに、技術・製品開発から販路開拓までの事業化に向けた取組を支援することによって、循環経済ビジネスの創出及び定着を図ります。

○製品等のメンテナンス（長寿命化）、リユース（再使用）、リペア（修理）等による廃棄物の発生抑制を図るため、これらの参画企業や、リサイクル産業から資源を安定供給するリソーシング産業参画企業に対する支援を検討します。

※リソーシング産業：あらゆる使用済製品を可能な限り高度な素材として再生し、動脈産業に供給すること。  
(出典：循環経済ビジョン2020（経済産業省）)

##### (2) 販売段階の取組

○事業者、関係団体、大学、（公財）鳥取県産業振興機構などの試験研究機関、金融機関、有識者、市町村等の多様な主体の連携・協働により、循環経済ビジネスの掘り起こしや事業化促進など県内の中小企業等の競争力を高めるとともに、技術・製品開発から販路開拓までの事業化に向けた取組を支援することによって、循環経済ビジネスの創出及び定着を図ります。[再掲]

○鳥取県認定グリーン商品の普及拡大を図るため、県内外での展示会等への出展によるPRやその後のフォローアップ等を支援します。

○鳥取県で生まれたリサイクル技術や製品が地域の枠を越えて県外や海外へ展開される

よう、循環経済ビジネスの展開の可能性調査や事業拡大にあたっての諸問題の解決に向けた取組について支援します。

### (3) 使用段階の取組

- イベント等での体験や、広報媒体やSNS等による啓発を通じて、県民・事業者等に対し循環経済ビジネスによる製品やサービスの積極的な利用や、グリーン購入（リサイクル製品や環境配慮型製品の購入）の普及促進を図るなど、循環経済に対する理解度や認知度の向上や、行動変容に繋がる取組について検討します。
- 循環経済ビジネスにより生み出された製品の購入など、思いやり消費（エシカル消費）について普及啓発を推進し、県民の行動変容に繋げます。  
※エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。  
(出典：消費者庁ホームページ)
- 市町村と連携し、各家庭から排出される不用品等の利活用の促進を図ります。
- 鳥取県認定グリーン商品について、県の公共工事や物品調達などで優先的な利用を推進するとともに、認定事業者で構成する団体が行う認定商品の普及促進活動を支援します。

## 2 排出・リサイクルの取組（一般廃棄物）

### (1) 地域での資源ごみ回収の推進

- 県内で開催されているリユースイベントやフリーマーケットについて、県民に対してリユースを促す機会を積極的に提供するため、広報媒体やSNS等により周知や普及啓発を図ります。
- 資源ごみ（古紙類、雑紙、プラスチックごみ、ペットボトル、食品トレイ、小型廃家電等）の分別徹底や集団回収を含む回収方法について、市町村等の広報媒体やSNS等により、県民に周知啓発を行います。
- PTA、町内会等の団体が地域ぐるみで行う資源ごみの集団資源回収について、取組の促進に努めます。
- 紙ごみ（包装紙や封筒、メモ用紙等の雑紙含む）の資源化を一層推進するため、一般家庭や事業者が排出する古紙の回収ステーション、民間事業者等が行う資源回収の利用促進を図ります。
- 衣類のリユース・リサイクル、廃食用油等の回収による資源化を促進するとともに、現在資源化が進んでいないものについても、資源化の拡大に向けた検討を進めます。

### (2) 地域の実情に応じた市町村の処理システム構築の推進

- 一般廃棄物処理施設の老朽化等による基幹的設備改良や新設等に対して、施設の長寿命化、広域化・集約化による廃棄物エネルギーの高効率回収型処理施設、リサイクル施設の整備等が促進されエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制となるよう、必要な助言や技術的な支援、国の財政支援制度の活用・要望に係る必要な調整を行います。
- 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、各市町村が行う生ごみ処理等の支援や、段ボールを使ったコンポスト化等の簡易な再生利用の方法等を情報提供することにより、生ごみの堆肥化及び生成された堆肥の家庭菜園等への活用拡大を図り、生ごみの排出量削減に努めます。

- ごみ集積場所（ステーション）へ運ぶことが困難な高齢者等に対する個別収集や「ふれあい収集」等の収集体制など、地域社会として支え合う活動について検討を促します。
- 言語や生活習慣が異なる外国人等に、多言語に対応した分別パンフレットの作成・配布をするなど、ごみ出しのルールを容易に理解できるよう、市町村と課題を共有しながら効果的な伝達方法を検討します。
- 家庭から排出された廃エアゾール製品やリチウムイオン電池及びその使用製品が原因の火災事故等が発生していることから、県民に対して分別排出徹底の周知や必要な助言等を行います。
- 在宅医療等に伴って発生する医療廃棄物（チューブやペン型注射器等）、使用済マスク等のごみ分別方法や処理、レアメタルの含有率が高い使用済小型家電、紙おむつの回収方法やリサイクルに関する正しい知識について、広報媒体やＳＮＳ等により県民に対する周知・啓発を図ります。

### （3）家庭系ごみのリサイクル高度化

- 廃食用油は、バイオディーゼル燃料（BDF）への有効利用を促進し、二酸化炭素の排出削減も図ります。
- 高齢化に伴い排出量が増加している使用済紙おむつの処理について、県内の先行事例等を積極的に情報発信するとともに、県内の他市町村や病院、福祉施設等への取組の拡大を図ります。
- 廃棄処分されていた古着や廃材等に付加価値を高めて製品とするアップサイクルの情報提供を行い、普及拡大を図ります。
- マテリアルリサイクルが困難な紙くずや廃プラスチック類等について、RPF化による有効利用を促進します。  
※RPF化：廃プラスチック類などを主原料とした高熱量の固形燃料（化石燃料の代替品）にすること。
- 市町村等の焼却施設から排出される焼却灰について、土木資材等への再資源化を推進することで、最終処分量の削減を図ります。

### （4）事業系ごみの排出抑制・資源循環

- 排出事業者等に対し、環境省が登録する環境カウンセラー等の専門家を派遣することで、食品廃棄物や紙ごみ、紙おむつ等の排出抑制やリサイクルの取組みを支援します。
- 生ごみ等食品廃棄物の処理について、飼料化、肥料化、電気・熱としてエネルギー利用するメタン発酵などの循環利用が行われるよう、これに取り組む企業への情報提供を実施します。
- 病院や給食センター、民間事業所等において、生ごみやミックスペーパー、機密文書のリサイクルを推進するとともに、リサイクル製品や生ごみ堆肥により生産された農作物を利用・購入するといった地域での資源循環システムの構築を進めます。
- 電子・デジタル化の進展によるペーパーレス化など、紙ごみ削減の取組みを促進するとともに、廃棄書類の溶解処理による再生紙としての活用など、紙製品減量化や固形燃料化の普及啓発を行います。

### 3 排出・リサイクルの取組（産業廃棄物）

#### （1）排出事業者の自主的な取組の推進

- 廃棄物処理法により、多量排出事業者に毎年度義務付けられている取組について、実効性のあるものとなるよう、きめ細かな指導・助言を行うとともに、その取組を県ホームページにより公表し、事業者の自主的な取組を促進します。
- 排出事業者の適正な廃棄物の処理、減量及びリサイクルを推進するため、排出事業者向け研修会の開催や広報活動を積極的に行います。
- 建設業界に対し、（公財）鳥取県建設技術センターと連携しながら研修会を開催し、また業界団体主催の研修会へ講師を派遣し周知・啓発するなど、建設廃棄物の減量・リサイクルを推進します。
- 廃棄物の減量・リサイクルに取り組む個人や事業所に対して、その功績をたたえ表彰し、優良企業を広く公表することで、県民及び事業者の廃棄物の減量・リサイクルに対する意識の高揚を図ります。

#### （2）リサイクルの高度化と最終処分量の削減

- 環境配慮設計や再生材の利用・供給拡大に取り組む企業に対して、国の補助事業などの情報提供を行うとともに、資源循環などに資する新たなリサイクル製品及び技術の開発による事業化や新サービスの展開を目指して行う調査研究や技術開発、仕組みづくり等の取組を支援します。[再掲]
- 廃棄物を利活用するための施設・設備等を整備する企業に対する金利負担の軽減や、リサイクル製品等の製造企業が行う設備投資等に要する費用の一部助成により、リサイクル産業の高度化や生産性の向上等を支援します。
- これまでリサイクル新技術・製品開発への支援を通じて創出された多くの特色ある技術・製品や、現在の国内外のリサイクルニーズ等を踏まえ、地域の枠を越えた事業拡大が実現するようリサイクルビジネス発展への取組を支援します。
- 使用済太陽光発電設備（太陽光パネル等）のリユース、リサイクル及び適正処理の推進に向けて、回収ルートの構築やリユース品の需要創出など、企業・業界団体と連携した取り組みや、リサイクル方法の確立などに取り組む事業者への支援を進めます。また、リユース・リサイクル事例や積立金制度・処理技術に関する情報の収集・共有を図ります。
- 建設リサイクル法により義務付けられている特定建設資材廃棄物（木くず、がれき類）の再資源化について、分別解体計画等の届出を遵守させパトロール等による監視指導を行い、適正分別・リサイクルを推進します。
- 境港リサイクルポート推進協議会等を通じて、境港のリサイクル物流を円滑に進めるための効率的な港湾利用や周辺環境への配慮などの調整を行うとともに、更なる利用促進に向けた情報発信等に、産学官が一体となって取り組んでいきます。
- 排出事業者・中間処理業者を納税義務者とする産業廃棄物処分場税の制度により、排出削減に対する経済的な動機付けを行い、産業廃棄物の最終処分量抑制を進めます。

#### （3）廃棄物系バイオマス・未利用資源等の利活用

- 食品廃棄物については、「食品リサイクル法」に基づく地域の食品関連事業者、再生利用事業者等における再生利用の取組が推進されるよう、情報提供や助言等に努め、利

活用システムの構築を促進します。

○家畜排せつ物の敷料化等としての有用性等の検証を行い、情報発信や利用促進に向けた支援策等を検討します。

○木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用をさらに進めるために、先進的な取組事例や技術情報などの提供を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進に努めます。

○中小企業等が温室効果ガスを削減する設備等の導入を行い、「J－クレジット制度」を活用した廃棄物系バイオマスによる新エネルギーの利用が進むよう、制度の周知や国の支援制度の紹介を行い、普及啓発を図ります。

※「J－クレジット制度」：省エネルギー機器の導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度。

○天神浄化センター及び各市町村から排出される下水道汚泥を、炭化燃料や堆肥原料として供用するとともに、付随して発生するバイオガスの発電等への利用を含め、各市町村と様々な研究を行いながら、より一層下水道汚泥等の資源化を推進します。

○県内産業から発生する未利用の廃棄物資源の活用を調査・研究し、各関係機関と連携し有効活用される方法を検討します。

#### 4 気運を醸成するための各種活動

##### (1) 人材育成と情報発信

○資源循環ビジネスに取り組む事業者の裾野拡大のため、県内外の事例紹介等を通じて、県内事業者への理解促進や普及を促進します。

○排出事業者の適正な廃棄物の処理、減量及びリサイクルを推進するため、排出事業者向け研修会の開催や広報活動を積極的に行います。[再掲]

○建設業界に対し、(公財)鳥取県建設技術センターと連携しながら研修会を開催し、また業界団体主催の研修会へ講師を派遣し周知・啓発するなど、建設廃棄物の減量・リサイクルを推進します。[再掲]

○イベント等での体験や、広報媒体やSNS等による啓発を通じて、県民・事業者等に対し循環経済ビジネスによる製品やサービスの積極的な利用や、グリーン購入（リサイクル製品や環境配慮型製品の購入）の普及促進を図るなど、循環経済に対する理解度や認知度の向上や、行動変容に繋がる取組について検討します。[再掲]

##### (2) 県民・実践活動団体等との協働による実践活動の拡大

○実践活動団体と連携して、排出量の多い生ごみを減らす3キリ（水キリ・食べキリ・使いキリ）やミックスペーパーの分別徹底について普及啓発を行います。

○ごみの減量・リサイクル活動の取組みを行っている民間団体、事業者、大学、行政等と連携を進め、情報の共有やネットワークが広がるような活動を積極的に行います。

○メディアと連携した広報や各種環境イベントでの啓発を通じて、県民・事業者等に対しグリーン購入（リサイクル製品や環境配慮型製品の購入）の普及促進を図ります。

##### (3) 環境教育・環境学習等の推進

○鳥取県環境教育等行動計画に基づき、県民、民間団体、学校、事業者、行政等が協働して取り組み、環境教育の推進を図ります。

○市町村と連携してこどもエコクラブを支援したり、地域やNPO法人等の自主的な環

境保全活動を支援したりすることにより、次世代を担う子どもたちをはじめ、保護者や地域住民等も含めて環境意識の向上や実践活動の促進を図ります。

- 各小・中・義務教育学校において、学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を、教育活動全体を通じて行います。
- 環境学習に関する出前授業や、身の回りの廃棄物を利用した工作に挑戦するエコアイデアコンテストを実施したりするなど、児童やその保護者に対する環境意識の啓発や実践活動の促進を図ります。
- 地域や学校等が行う環境保全活動や環境学習等に対し、環境省が登録する環境カウンセラー等の専門家や県登録・派遣制度である「とつとり環境教育・学習アドバイザー」を派遣し、環境教育等の取組みを支援したり、N P O 法人等と連携し環境学習の一層の推進を図ります。
- 家庭でできる身近な減量リサイクルの実践マニュアル（生ごみの水切り・堆肥化、ミックステーパーの分別等）や廃棄物の処理状況（排出量、処理の流れ、処理費用等）等のごみに関する情報を県ホームページ、県S N S（エコトリピーのブログ、X、インスタグラム、フェイスブックなど）や各種メディア（テレビ、新聞等）を有効に活用しながら発信します。

## II プラスチックの資源循環の促進



プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装に広く利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

そこで、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体によるプラスチックの資源循環の取組を促進する措置を講じ、包括的な資源循環体制の構築を目指します。

### (1) プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進

- プラスチック容器包装・製品の原料を、再生材や紙、バイオプラスチック（※）等の再生資材に切り替える取組などを含め、県内企業の研究・開発を支援します。  
※バイオプラスチック：バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチックの総称
- プラスチックの代替となる原料や製品に関する情報提供を行うなど、代替製品の普及等を図る取組を支援します。

### (2) 販売・提供時の取組を通じた使用の合理化

- 製造事業者等に対し、プラスチック使用製品の軽量化や包装の簡易化の実施など、プラスチック使用製品設計指針を踏まえた取り組みを呼びかけます。
- マイボトル・マイカップ、マイバッグ等の使用を促進し、ワンウェイプラスチック製品が必要以上に使用・廃棄されることがないよう、マイボトル等の利用促進と定着を図ります。併せて、市町村と連携して事業者、消費者等への意識啓発に努めます。
- イベント等で使用される容器について、使い捨てプラスチック容器からリユース容器等への移行を促進し、その定着を図ります。

### (3) 使用済みプラスチックの再資源化・再生利用

- 使用済みのプラスチックが、可能な限り資源として有効活用されるように、拠点回収や事業者等による自主回収の実施など、各地域において実効性があり持続可能な仕組みの構築を図ります。
- 回収された使用済みプラスチックが、品質、性状等に応じて、水平リサイクル、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルや熱回収を最適に組み合わせ、資源としての有効利用の最大化を図るとともに、プラスチックの再生利用（再生素材への利用）を進めます。

#### (4) 市町村によるプラスチックごみ分別収集・再商品化

- 使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、家庭等から排出されるプラスチックごみの分別収集と再商品化に取り組む市町村に対し、支援等を行います。
- 市町村等が実施するプラスチックごみのリユース・リサイクル等に向けた検討や事業化に向けた取組を一層推進するため、先進事例等の情報提供を行います。

#### (5) 県民・事業者意識の向上

- プラスチックごみ問題に関する各種イベントや、啓発資材、環境学習・出前説明会を通じ、県民がプラスチックごみに関する認識を深め、簡易包装商品やリユース製品等の選択、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、分別の徹底など、自ら行動する意識の醸成を図ります。
- 事業者によるプラスチックごみゼロチャレンジの取組について登録制度を設け、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、プラスチック問題に積極的に関わる事業者の増加を図ります。
- 漁業系廃プラスチックや農業用廃プラスチックについて、排出抑制や適正処理に関する意識啓発・情報提供により、再生利用及び適正処理を推進します。
- 海洋に漂着するプラスチックごみは、陸域で投棄されたごみが河川等を経由して海岸に漂着するものも多数あるため、県民、事業者のそれぞれが当事者意識を持って適正に処理を行うよう、様々な関係機関と連携しながら、適正処理等に関する意識の醸成を図ります。

### III 食品ロスの削減



日本では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの削減の取組は、資源のスマートな利用、廃棄物の削減につながり、フードバンク等の活動は、社会貢献の一助となります。食品の生産から消費等に至る各段階で、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品の有効活用などの取組や、「鳥取県食育推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減を進めます。

#### (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- 幼児期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成する取組を支援します。
- 県民に食品ロスに係る知識の普及を図るため、食品ロスを減らすポイントを記載した広報や各種啓発資材等を活用し、家庭における削減の取組を支援します。
- 手前どりの啓発、消費期限・賞味期限の正しい理解の促進、さんまる いちまる 30・10食べきり運動、余った料理の食べ残し持ち帰りなど食品ロス削減推進に取り組み、消費者及び事業者の食品ロス削減の機運を高めます。
- 必要なものを必要な量だけ買う、環境に配慮した商品の選択等の人・社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）の普及啓発を推進し、県民の行動変容に繋げます。

#### (2) 未利用食品を提供するための活動（食品寄附）の支援等

- フードドライブ・フードバンク活動がより安全、安心なものとなるよう、食品の取扱い等に係る国手引きの周知を行います。
- 食品提供事業者等とフードバンク活動団体等との間で、食品をマッチングする仕組みを構築し、関係各所が連携をとりながら、フードバンク活動の充実に取り組みます。
- 子ども食堂や生活困窮者等の食品を必要とする者への提供を前提としたフードドライブ活動への支援を行うとともに、活動への理解と認知度向上を図り、取組の拡大を推進します。
- SNS等を活用し、消費者と食品小売店・飲食店とのマッチングについて検討するほか、災害時用備蓄食品の有効活用など、食品ロスの発生しにくい社会作りを進めます。

#### (3) 食品関連事業者等の取り組みに対する支援

- 事業者のとつとり食べきり協力店への登録を促進し公表することで、食品ロス削減取組の拡大を図ります。
- 流通段階での取り組みの見直しや、適正な需要予測等による製造販売の取り組み、規格外や未利用の農林水産物の有効活用を推進し、実践する事業者等を支援します。

#### **(4) 表彰の実施**

- 事業者、団体等食品ロス削減に資する活動や県民の模範となる活動等の表彰を行い、その取組を広く広報します。

#### **(5) 情報の収集及び提供**

- 先進的な取組や優良事例を収集し、県ホームページや広報媒体、SNS等を活用して県民、事業者へ情報提供を行うとともに、取組実施にあたっては支援を行います。
- 事業者、フードバンク等活動団体、商工団体、研究機関、行政で構成する「食品ロス削減推進協議会」で、食品ロス削減施策についての検討を進めます。

#### **(6) 実態調査及び調査・研究の推進**

- 食品ロス発生状況の実態調査等を実施し、県内の課題等を明らかにすることで、効果的、効率的に、食品ロス対策施策を推進します。
- 事業者等の食品ロス発生状況等の調査を行い、県内研究機関や企業等と連携しながら、その有効利用方法等の検討を進めます。

## IV 廃棄物の適正処理体制の確立



市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害廃棄物の処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化に努めます。

### 1 廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 優良な処理業者の育成

- 産業廃棄物の適正処理の推進のためには、排出事業者が委託先の処理業者を処理料金の安さだけで安易に選定するのではなく、信頼に値するかどうかを見極めて選定することが重要です。このため、国の優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及啓発や、優良認定を受けた処理業者情報を県ホームページに公表するなど、排出事業者が安心して優良な選択ができるように排出事業者に対して情報提供等を行います。
- 関係団体が開催する研修会等に県から講師を派遣し、廃棄物の適正処理や法改正等の説明を行い、処理業者の優良化や廃棄物の適正処理に向けた人材育成を進めます。
- 県のホームページや事業者への立入検査時の普及啓発等により、廃棄物の適正処理や法改正等について積極的に情報発信し、適正処理の推進を図ります。

#### (2) マニフェスト制度による適正処理の推進

- 産業廃棄物の処理を委託する際に、交付することが義務づけられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、排出事業者の処理責任についての周知徹底を図り、排出事業者による廃棄物処理状況の確認や、処理業者が適正に処理したことが確実に伝達できるよう、マニフェスト制度の適正な運用を図ります。
- 産業廃棄物の処理状況を即座に把握・確認でき、法令違反を未然に防止できる電子マニフェストの普及を図るために、排出事業者及び処理業者等への普及啓発を図ります。

#### (3) 監視指導の徹底

- 廃棄物処理施設監視要領に基づき、廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設の立入検査を計画的かつ積極的に実施し、適正な廃棄物の処理及び施設の維持管理を徹底させ、生活環境に支障が生じないよう監視・指導します。
- ドローン等の導入など、DXの活用による処理業者への効率的・効果的な監視指導や、改善確認のオンライン化を検討します。  
※DX：デジタル・トランスフォーメーションの略称。ICT（情報通信技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
- 立入検査等の結果、廃棄物の不適正な処理が認められた場合は、速やかに法令に基づき厳正な指導監督を行い、必要に応じ警察等と連携し不適正処理の撲滅を図ります。なお、行政処分の内容等は、県ホームページや報道発表により公表を行います。

#### (4) 特別管理産業廃棄物の適正処理の推進

○特別管理産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物であることから、排出事業者に対しては特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を通じて啓発を行うとともに、処理業者に対しては立入検査により適正処理が確保されるよう厳正な指導監督を行います。

##### ○低濃度P C B廃棄物

低濃度P C B廃棄物は、令和8年度末までに国が認定する無害化処理施設等で全量処理されるよう保管事業者に対し適正処理（保管・処分）を指導します。

また、未把握の低濃度P C B使用製品について実態把握に努め、所有事業者からの相談等に応じ、廃棄又はP C Bの除去を指導します。

##### ○アスベスト廃棄物

石綿健康被害防止条例に基づく処理予定量届出及び処理状況報告書により、アスベス  
ト廃棄物（廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物）の処理状況を把握し、「石綿含有廃棄物  
等処理マニュアル第3版（令和3年3月環境省）」等を活用し適正処理を指導します。

##### ○感染性廃棄物

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対して、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物が適正に処理されるよう「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月環境省）」に基づき、感染性産業廃棄物の処理状況の確認や適正処理の指導を行います。

新型インフルエンザ等大規模感染症の流行時においても、感染性廃棄物の処理が安定的に行われるよう、廃棄物処理業者に対し「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）」に基づき、従業員の感染防止等を定めた事業継続計画（B C P）の策定とともに、廃棄物の適正処理が行われるよう指導します。また、新型インフルエンザ等の流行により、一時的に大量の廃棄物が発生するおそれがあることから、県が別に定める「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、市町村等との広域的な連携体制を確保します。

なお、鳥インフルエンザ等が発生した場合についても、県が別に定める「鳥取県特定家畜伝染病防疫対策マニュアル（令和6年2月）」に基づき、廃棄物の適正処理が行われるよう指導します。

##### ○水銀

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に基づき、市町村は区域内で廃棄された水銀使用製品の適正回収に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことから、市町村による水銀使用製品に係る分別回収を推進されるよう情報提供を行うとともに、「水銀廃棄物ガイドライン（環境省）」に基づき、排出事業者や処理業者等に対して適正処理を指導します。

#### (5) 住民への情報公開の促進

○廃棄物処理法及び廃棄物処理施設設置手続条例では、廃棄物処理施設の維持管理等の情報の公表が義務付けられており、廃棄物処理施設の情報公開が徹底されるよう廃棄物処理施設設置者を指導します。

#### (6) 適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保

○廃棄物処理施設設置手続条例の適切な運用により、設置者と関係住民との間の紛争を予防し、紛争が生じたときは県が紛争解決のための調整を行い、周辺の生活環境の保全に配慮しながら、適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保に努めます。

#### (7) 公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の確保と監視・指導

○管理型の産業廃棄物最終処分場は、県の産業振興及び県民生活の福祉向上等にとって必要な施設ですが、現在は県内にないことから、県内の排出事業者は県外で処分せざるを得ない状況にあります。

なお、県外の処分場が他都道府県からの廃棄物の搬入を排除することがあることから、将来にわたって県外での処理に依存し続けることはリスクがあると考えられます。

こうした状況を踏まえ、現在、県・市町村・民間企業の共同出資により設置された「(公財)鳥取県環境管理事業センター」において、最終処分場の確保に向けた取組が行われており、県としても市町村等と協力し最終処分場が確保されるよう努めます。

また、この最終処分場の長期間にわたる安全性を確保するため、廃棄物処理法による通常の監視に加え、県として特別な監視・モニタリング体制を構築し、専門家も交え、適時・適切な監視・指導を行います。

※「(公財)鳥取県環境管理事業センター」は、産業廃棄物処理施設の確保等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的として平成6年に設立された財団。

#### (8) その他

○市町村等との連携により、容器包装、家電、食品、建設、自動車の各リサイクル法令に基づく取組を進めるとともに、必要な指導等を行います。

○業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器など「第一種特定製品」をはじめ、家庭用エアコンや冷蔵庫、カーエアコンについても、フロン排出抑制法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法等の各法律の規定を遵守し、廃棄時の適正回収等が徹底されるよう啓発を行います。

また、フロン排出抑制法の業者登録や報告、指導等を通じて、「第一種特定製品」の適切な管理等も理解が進むよう啓発を行います。

## 2 不法投棄の撲滅

#### (1) 関係機関との連携強化による不法投棄防止対策

○県、市町村、国、警察など関係機関で構成する「不法投棄対策連絡協議会」において、不法投棄に係る情報交換や個別事案に係る対策の協議、合同パトロール等、関係機関と連携して不法投棄防止対策を実施します。

○県の各事務所及び鳥取市に配置した廃棄物適正処理推進指導員と市町村の担当職員等が連携して不法投棄等監視活動を強化し、不法投棄及び野外焼却等の未然防止と早期発見に努めます。

○警察との連携を強化し、県が行う立入検査や検問等の活動と連動して環境犯罪の検挙につながるような体制を整備し、不法投棄等不適正処理の防止に努めます。

○産業廃棄物は、県域を越えて移動・処理されることから、島根県、兵庫県等の隣接県職員、管轄する市町村職員、警察と関係機関の連携を強化し、産業廃棄物収集運搬車両の

合同検問・調査等を積極的に行います。

#### (2) 不適切な不用品回収に対する監視強化

- 「使用済物品等の放置防止に関する条例」や廃棄物処理法の有害使用済機器の届出に基づき、不適切な不用品回収業者に対して、市町村や警察と連携した監視及び指導を実施します。
- 県民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起を図ります。

#### (3) 多様な主体による監視体制の強化

- 鳥取県ハイヤータクシー協会、(一社)鳥取県トラック協会、郵便事業(株)鳥取支店、(一社)鳥取県警備業協会と不法投棄の情報提供に関する覚書を締結しており、これらの団体のほか、(一社)鳥取県産業資源循環協会等と協力・連携しながら不法投棄をさせない環境づくりの構築に努めます。
- 不法投棄多発場所(重点警戒箇所)を中心に、可動式監視カメラを市町村と連携して設置するなどして原因者を究明するほか、警告看板などの設置による、不法投棄のない、そして不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
- 一般県民の方からは、「不法投棄110番」や「不法投棄通報システム」等を通じて、不法投棄、野外焼却等の不適正処理に関する情報提供を受け付けるなど、関係機関と連携して不適正処理の撲滅に努めます。

#### (4) 普及啓発の推進

- 「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、県民、事業者、行政機関等が連携して環境美化の推進に努めます。
- 環境月間(6月)、不法投棄防止強化月間(10月)、環境美化促進月間(9月、10月)の活動をきっかけに、各種広報媒体を活用し、不法投棄対策やポイ捨て防止対策を推進します。
- 不法投棄や野外焼却防止のため、広報紙・ホームページ等の各種媒体を活用した積極的な広報を実施します。
- 関係団体の車両や公用車に啓発マグネットシートを貼付し、県民・事業者のモラル向上を図ります。

### 3 災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

#### (1) 災害廃棄物の処理体制の確保

- 非常災害時の災害廃棄物の処理は、原則として市町村が主体となり実施するため、災害廃棄物処理の新たな課題や経験・知見、関係法令等の改正等を踏まえ、「市町村災害廃棄物処理計画」の策定・改定に必要な情報提供や助言を行うとともに、「鳥取県災害廃棄物処理計画」の見直しを行います。

※非常災害：主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

- 非常災害時における廃棄物の適正処理を確保するため、県では「関係団体」と災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、広域的な支援体制を構築しています。

また、非常災害時におけるごみ処理の継続のため、市町村や処理業者における事業継

統計画（B C P）の策定等の具体的な処理計画の策定に向けて市町村や関係団体に働きかけを行います。

※関係団体：(一社)鳥取県産業資源循環協会、鳥取県環境整備事業協同組合、鳥取県清掃事業協同組合、鳥取県解体工事業協同組合、鳥取県リサイクル協同組合、山陰資源適正処理協議会の民間6団体

※BCP(Business Continuity Plan)：災害等の非常時に必要な重要業務を選択し、事業を継続するための計画。

○市町村及び一部事務組合、関係団体等と連携し、平時から情報共有、図上訓練、仮置場設置・受入れ訓練等を実施することにより、実効性のある協力体制の構築・充実に努めます。

○大規模災害に応じて、県域を越えた広域的な処理が必要となる可能性もあり、その際に迅速に対応できるよう、「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」の各構成県やブロック構成県以外の自治体と処理体制（廃棄物処理施設、資機材の状況等）について相互に情報共有し、連携を強化します。

## （2）海岸漂着ごみの処理体制の確保

○海岸漂着物処理推進法（平成21年法律第82号）による鳥取県海岸漂着物地域計画に基づき、海岸管理者や市町村のほか、住民・ボランティア団体等の多様な意見を聴取し、海岸漂着ごみの処理体制を強化します。

○海洋に漂着するプラスチックごみは、陸域で投棄されたごみが河川等を経由して海岸に漂着するものも多数あるため、県民、事業者のそれぞれが当事者意識を持って適正に処理を行うよう、様々な関係機関と連携しながら、適正処理等に関する意識の醸成を図ります。[再掲]

○外国籍表記の漂着ごみなど、国外から漂着・漂流したと推測されるごみが確認されており、中にはポリタンクや医療廃棄物等の危険物も漂着しているため、国等を通じて発生抑制を要請していきます。

#### 4 ごみ処理の広域化、処理施設の集約化（「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」）

市町村等の設置する焼却施設の排ガス等に含まれるダイオキシン類の社会問題化を受けて、平成10年3月に「鳥取県ごみ処理の広域化計画」を策定しました。当時4市31町4村が設置していた施設（焼却施設20施設）を、1施設約300t／日以上の24時間連続運転が可能な施設が運営出来る区域を1つのブロックとし、東部・中部・西部の3地域（ブロック）に設定した上で、市町村や広域連合・一部事務組合による統合・整備を進め、令和5年度末時点で、焼却施設は7施設にまで集約しています。

令和6年の都道府県向け国通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」において、管内市町村と連携して、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進を求めており、新たに「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」として策定することとしました。

##### （1）計画期間

令和6年度（2024年度）から令和32年度（2050年度）まで。

本計画は概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定します。

##### （2）ごみ処理広域化・集約化に係る協議

- 現状の広域化状況を踏まえたブロック区割りや、ブロック内の施設整備の方向性に係る議論については、これまでと同様に、適宜、圏域ごと及び全県単位の意見交換・検討の場を設けることで実施します。
- 構成メンバーは、原則、県、各市町村、広域連合、一部事務組合としますが、協議内容によっては専門家等のオブザーバーを招集する場合があります。

##### （3）各主体の役割

###### ○県の役割

- ・長期広域化・集約化計画の策定（現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し）
- ・関係機関の情報共有・意見交換の場の設定
- ・市町村等間の調整・進捗状況の把握
- ・広域化・集約化を進めるための技術的助言
- ・循環型社会形成推進交付金申請への対応

###### ○市町村、広域連合、一部事務組合の役割

- ・長期広域化・集約化計画に基づく検討・実行
- ・既存計画の見直しの検討
- ・関係機関との積極的な協議及び情報提供

(4) 広域化ブロック区割り・2050年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法等

○広域化ブロックの区割り

表19 ブロックの区分けと対象市町村

地域名	市・郡	市町村名
東部地域	鳥取市	鳥取市
	岩美郡	岩美町
	八頭郡	若桜町、智頭町、八頭町
中部地域	倉吉市	倉吉市
	東伯郡	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部地域	米子市	米子市
	境港市	境港市
	西伯郡	日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野郡	日南町、日野町、江府町

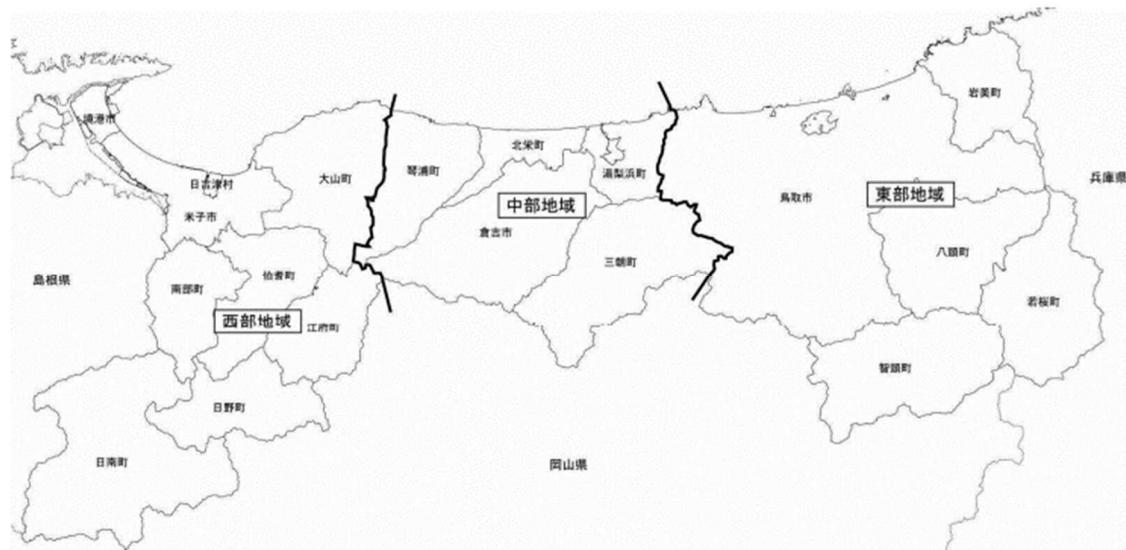


図46 ブロックの区分け図

○鳥取県の2050年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法

表20 算出方法

人口の算出方法	鳥取県の推計人口、鳥取県人口ビジョン
ごみ排出量等の算出方法	人口割等

○各ブロックの人口将来予測と排出量将来予測

・東部地域

表21 東部地域の将来推計結果

一部事務組合 構成市町村	人口(人) R6. 1. 1 現在	面積 (km <sup>2</sup> ) R6. 7時点	将来推計 (2050年度)	R6年度 施設数	2050年度 施設数
鳥取県東部広域行政管理組合 鳥取市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	216, 877	1, 518. 2	人口 186, 760人 ごみ排出量 55, 740t/年	・焼却施設：1 ・リサイクルセンター：1 ・プラのリサイクル施設：1 ・最終処分場：1 ・し尿処理施設：1	・焼却施設：1 ・リサイクルセンター：1 ・プラのリサイクル施設：1 ・最終処分場：1 ・し尿処理施設：1

人口：鳥取県市町村課「住民基本台帳人口（年報）令和5年度（R6. 1. 1現在）」

面積：国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」

・中部地域

表22 中部地域の将来推計結果

広域連合 構成市町村	人口(人) R6. 1. 1 現在	面積 (km <sup>2</sup> ) R6. 7時点	将来推計 (2050年度)	R6年度 施設数	2050年度 施設数
鳥取中部ふるさと広域連合 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	96, 974	780, 41	人口 80, 765人 ごみ排出量 34, 231t/年	・焼却施設：1 ・リサイクルセンター：1 ・最終処分場：1 ・し尿処理施設：1	・焼却施設：1 ・リサイクルセンター（プラのリサイクル施設を含む）：1 ・最終処分場：1 ・し尿処理施設：1

人口：鳥取県市町村課「住民基本台帳人口（年報）令和5年度（R6. 1. 1現在）」

面積：国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」

・西部地域

表23 西部地域の将来推計結果

一部事務組合 構成市町村	人口(人) R6. 1. 1 現在	面積 (km <sup>2</sup> ) R6. 7時点	将来推計 (2050年度)	R6年度 施設数	2050年度 施設数
鳥取県西部広域行政管理組合 南部町・伯耆町清掃施設管理組合 日野町江府町日南町衛生施設組合 米子市 境港市 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	226, 356	1, 208. 4	人口 190, 440人 ごみ排出量 64, 347t/年	・焼却施設：5 ・リサイクルセンター：2 ・汚泥再生処理センター：1 ・最終処分場：1 ・し尿処理施設：1	・焼却施設：1 ・リサイクルセンター（プラのリサイクル施設を含む）：1 ・汚泥再生処理センター：1 ・最終処分場：1 ・し尿処理施設：1

人口：鳥取県市町村課「住民基本台帳人口（年報）令和5年度（R6. 1. 1現在）」

面積：国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」

## (5) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

### ○東部地域

表24 東部地域における廃棄物処理体制

	施設種類・施設名	稼働期間	処理能力	エネルギー回収量 再生利用量
1	【ごみ焼却施設】 <現行> 鳥取県東部広域行政管理組合 可燃物処理施設リンピアいなば	R5.4～	240t/日	タービン定格出力 7,000kW (発電効率24.1%)
2	【資源化施設】 <現行> 鳥取県東部環境クリーンセンター	H9～	80t/5h (不燃・資源・ 粗大ごみ等)	—
		H14～	3.6t/5h (ペットボトル)	—
3	【プラスチックリサイクル施設】 <現行> いなばエコ・リサイクルセンター(民間)	H18～	18.4t/8h	—
4	【最終処分場】 <現行> 鳥取県東部環境クリーンセンター	H9～	486,000m <sup>3</sup>	—
5	【し尿処理施設】 <現行> 鳥取県東部広域行政管理組合 因幡浄苑	H11～	150kl/日	—

### ○中部地域

表25 中部地域における廃棄物処理体制

	施設種類・施設名	稼働期間	処理能力	エネルギー回収量 再生利用量
1	【ごみ焼却施設】 <現行> 鳥取中部ふるさと広域連合 ほうきリサイクルセンター <計画> 新施設	H8～R16末	200t/日	—
		R17～	検討中	検討中
2	【資源化施設】 <現行> 鳥取中部ふるさと広域連合 ほうきリサイクルセンター <計画> 新施設	H8～R16末	45t/5h	—
		R17～	検討中	—
3	【最終処分場】 <現行> 鳥取中部ふるさと広域連合 クリーンランドほうき	第1期 H15～ 第2期 R2～	第1期 56,000m <sup>3</sup> 第2期 36,000m <sup>3</sup>	—
		—	—	—
4	【し尿処理施設】 <現行> 鳥取中部ふるさと広域連合 中部クリーンセンター <計画> 新施設	H4～R16末	140kl/日	—
		R17～	検討中	—

○西部地域

表26 西部地域における廃棄物処理体制

	施設種類・施設名	稼働期間	処理能力	エネルギー回収量 再生利用量
1	<b>【ごみ焼却施設】</b> <現行> 米子市クリーンセンター 名和クリーンセンター 南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター 日南町清掃センター 日野町江府町日南町衛生施設組合クリーンセンター くぬぎの森 <計画> 新施設	H14～R13末 H8～R13末 H7～R13末 H2～R13末 H10～R13末 R14～	270t/日 8t/日 24t/日 10t/日 10t/日 211～236t/日程度 (24h運転)	発電、場内温水 — — — — 検討中 (バイオガス化等)
2	<b>【資源化施設】</b> <現行> 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ 境港市リサイクルセンター <計画> 新施設	H9～R13末 H7～R13末 R14～	49t/日 17t/日 36～40t/日程度 (5h運転)	—
3	<b>【最終処分場】</b> <現行> 環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場 <計画> 新施設	H5～R13末 R14～	489,657 m <sup>3</sup> 約12万 m <sup>3</sup> (予定)	—
4	<b>【し尿処理施設】</b> <現行> 鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場 <計画> 米子市下水道処理施設へ統合	H3～R13末 R14～	145kl/日 検討中	—
5	<b>【汚泥再生処理センター】</b> <現行> 日野町江府町日南町衛生施設組合汚泥再生処理センター清化園	H29～	15kl/日	—

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、各主体がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに、相互に連携・協力し合いながら取組を進めていく必要があります。

この計画では、各主体に望まれる基本的な役割を次のとおり考えています。

#### (1) 県民の役割

県民は、日常生活において、自ら廃棄物を排出し環境へ負荷を与えていていることを認識し、これまでの4R+Renewable(再生可能資源への代替)の取組に循環経済(サーキュラーエコノミー)の要素を加え、以下のような循環型の社会づくりを推進する取組に積極的に参加・協力し、より環境負荷の少ないライフスタイルを実践していただくことが必要と考えています。

##### ＜具体的な取組＞

- 循環経済の取組に基づく製品やサービスの積極的な利用・購入
- マイバッグ、マイボトルの利用促進や簡易包装製品の選択等による使い捨てプラスチック製品等の使用削減(リフューズ)
- 食材の使い切りや過度な鮮度志向の抑制等による食べ残し等の食品ロスの削減(リデュース)
- フードドライブ、余った料理(食べ残し)の持ち帰り、手前どりなどの食品ロス削減取組への参画(リデュース)
- 繰り返し使える製品(容器)の積極的な選択(リユース)
- レンタルや中古品の売買等のサービスの積極的な活用(リユース)
- 地域での資源回収や市町村の分別収集への協力(リサイクル)
- 持続可能な資源を利用した製品(リサイクル商品や環境負荷の少ない物品等)の優先的な購入(グリーン購入)
- 環境教育・環境学習、環境美化活動等への参加・協力
- 不法投棄(ポイ捨て)防止、不適正処理防止の実践

など

#### (2) NPO・団体の役割

NPO・団体は、自らごみ減量リサイクルの取組を実施するとともに、情報発信や啓発等による県民や他の団体への取組の普及拡大、行政や事業者への新たな取組の提言により、各主体間の隙間を埋めるための以下のような連携・協働のつなぎ役としての役割が期待されます。

##### ＜具体的な取組＞

- 行政や事業者への提言、行政とは異なる視点からの循環型社会形成に資する活動の推進
- ごみの減量・リサイクルの実践
- 講演会等による積極的な情報発信や普及啓発
- フードドライブなど食品ロス削減を推進する取組の実施
- 資源回収やフリーマーケット等の実施

など

### (3) 事業者の役割

事業者は、生産工程や流通過程において、自らの責任において、環境への負荷が最小限となるよう可能な限り廃棄物の発生を抑えるとともに、再使用や再生利用により廃棄物の適正な循環利用を行う必要があります。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考えのもと、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計、製造・販売に努めるとともに、県及び市町村等が実施する施策への積極的な協力や参画が期待されます。

#### ＜具体的な取組＞

- 原材料の選択や製造工程等の工夫
  - 製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発
  - 環境負荷の少ない物品の優先的な調達（グリーン調達）
  - 資源、エネルギーの効率的な利用の推進
  - 廃棄物の発生抑制、環境に配慮した製品の製造・販売
  - 簡易包装の推進、有料化等による容器包装の使用の合理化
  - 抱点回収や事業者等による自主回収の実施
  - 小盛りメニューの導入や食べ残し削減等の呼びかけ等の取組
  - 実効性のある廃棄物処理計画の策定、減量化の推進（多量排出事業者）
  - 優良廃棄物処理業者への委託等による適正処理、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の遵守
  - 環境美化活動、資源回収等の地域活動への積極的な参画
- など

### (4) 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物の処理においては、排出事業者の事業者責任を補完する役割を、また、一般廃棄物の処理においては市町村の処理を補完する役割を果たしており、環境への負荷が最小限となるよう廃棄物の適正処理を行わなければなりません。

さらに、これらの役割に加え、有用資源を積極的に回収し、より高度な再資源化技術等の導入により、廃棄物の適正な循環利用を進め、リサイクル産業の担い手となることが期待されます。

#### ＜具体的な取組＞

- 環境への負荷が最小限となるようリサイクル等による廃棄物の適正処理の推進
  - リサイクル技術の向上とリサイクル産業・循環経済ビジネスへの転換
  - 排出事業者に対する廃棄物の適正な処理方法等についての助言
  - 不法投棄防止啓発、環境美化活動、資源回収等の地域活動への積極的な参画
  - 非常災害時の廃棄物の適正処理への協力
- など

## (5) 市町村・広域行政管理組合等の役割

市町村は、一般廃棄物の処理主体として、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定し、地域住民の協力のもと、4 R +Renewableを推進していくことが必要です。このため、地域における循環型社会の構築に向けて、住民、事業者の自発的な活動の促進を図るとともに、効率的な処理システムの整備を行っていくことが期待されます。

また、広域行政管理組合等においても、4 R +Renewableを推進していく中で、関係市町村と連携を図り、ごみ減量・リサイクル推進を念頭においてごみ処理施設の整備・運営等を行うことが期待されます。

### ＜具体的な取組＞

- 地域の実情に応じた効率的なごみ処理システムの構築、処理施設の整備・運営管理
- 住民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する積極的な情報発信や普及啓発
- 住民や事業者との連携・協働によるリサイクル・循環経済システムの構築
- イベント等でのリユース容器の活用、グリーン購入・調達の推進（自らの率先行動、住民等に対する奨励）
- プラスチックごみの分別収集・再商品化の実施
- 家庭等で発生する食品ロスの削減の推進
- 住民や事業者との連携・協働によるフードドライブの実施
- 自らの業務（庁舎管理、公共事業等）で発生した廃棄物の減量・リサイクルの推進
- 電子マニフェストの率先使用
- 環境配慮契約法に基づく優先調達（優良廃棄物処理業者との契約等）
- 学校や地域における環境教育・環境学習の推進
- 散乱ごみや不法投棄の防止対策の実施
- 災害廃棄物の広域的な処理体制の構築、円滑な処理体制の整備など

## (6) 県の役割

県は、環境保全を前提とした持続可能な循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況等を把握し、県民、NPO、事業者、行政等多様な主体が協働・連携して取り組めるよう、情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」、「プラスチックの資源循環の促進」、「食品ロスの削減」に向けた取組に対して積極的に支援や情報提供を行います。

また、「廃棄物の適正処理体制の確立」のため、適正処理の推進、不法投棄の撲滅、災害廃棄物の処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化に向けた取組を推進します。

### <具体的な取組>

- 環境ビジネス創出のための情報共有・意見交換
- 設計から技術・製品開発、販路開拓、施設整備等の循環経済ビジネスに関する取組の総合的な支援
- 循環経済ビジネスによる製品やサービスの積極的な利用・購入に向けた普及啓発
- プラごみゼロチャレンジの率先的実践と県民等による取組の促進
- プラスチックごみ分別収集・再商品化に取り組む市町村への支援
- 家庭や流通過程等で発生する食品ロスの削減の推進
- フードドライブ活動など未利用食品の有効活用に対する支援
- 市町村、事業者、実践団体等の取組に対する幅広い支援とパートナーシップの促進
- 市町村に対するごみ処理システム構築等への技術的助言、県民・事業者等に対するごみ減量・リサイクルに関する積極的な情報発信や普及啓発
- グリーン購入・調達の推進（自らの率先行動、県民等に対する奨励）、グリーン商品の利用促進
- 自らの業務（庁舎管理、公共事業等）で発生した廃棄物の減量・リサイクルの推進
- 電子マニフェストの率先使用
- 環境配慮契約法に基づく優先調達（優良廃棄物処理業者との契約等）
- リサイクル製品・技術の開発から販路開拓、施設整備等の総合的な支援
- 優良廃棄物処理事業者の育成、必要な廃棄物処理施設の確保、監視指導の徹底等による産業廃棄物の適正処理の推進
- 関係機関と連携した不法投棄等不適正処理に対する監視・指導
- 使用済物品の放置防止等に関する条例に基づく不適切な不用品回収の取締り
- 災害廃棄物の広域的な処理体制の構築、円滑な処理体制の整備
- 市町村、広域連合・一部事務組合に対するごみ処理システム構築等への技術的助言など

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、図47のP D C Aサイクルに従い、毎年度、施策の実施状況の点検、目標の達成状況の確認を行うことにより、施策の実施主体が進捗状況を評価して施策の見直しを行いながら、令和10年度の目標達成を目指します。

この各年度の進捗状況については、「とりネット」、「鳥取県環境白書」等で広く県民に公表するとともに、鳥取県環境審議会に報告し、同審議会の意見を踏まえて、必要な施策の見直しを行うこととします。

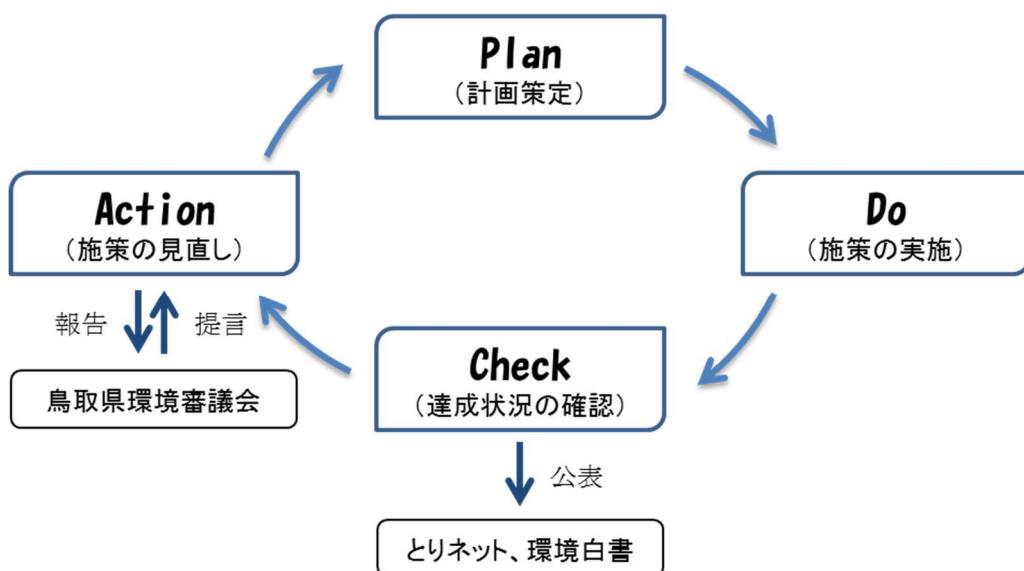


図47 P D C Aサイクル

# 鳥取県廃棄物処理計画 概要版（案）

## 1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は令和10年度とします。
- また、「鳥取県食品ロス削減推進計画」及び「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」としても位置付けています。

### [第9次計画からの主な変更点]

- ①取組の基本方針として、令和6年8月に国が策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、「4R+Renewable」の更なる成果を上げるため「循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行」を柱建てし、県民・関係者が連携して取り組むべき施策を取りまとめた。
- ②排出量等の目標値は、令和新時代とつり環境イニシアティブプラン（R12終期）目標達成を前提とし、現状・現計画の目標値・人口減等を踏まえた予測値を基に、できる限り高い目標として設定した。また、新たに「プラスチック資源循環」及び「食品ロス削減」に関する目標を設定した。
 

<一廃>	[排出量] 198千トン(R4実績) → 174千トン(R10目標)	[リサイクル率] 28.3%(R4実績) → 33%(R10目標)
<産廃>	[排出量] 628千トン(R4実績) → 628千トン(R10目標)	[リサイクル率] 73.3%(R4実績) → 77%(R10目標)
<プラ>	[分別収集・再商品化実施市町村数] 5市町(R5実績) → 19市町村(R10目標)	
<食ロス>	[発生量] 19千トン(R3実績) → 15千トン(R10目標)	
- ③平成10年に策定した「鳥取県ごみ処理の広域化計画」について、今後の人口や一般廃棄物の排出量等の予測などを考慮した上で、新たに「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」として廃棄物処理計画と一緒に策定した。

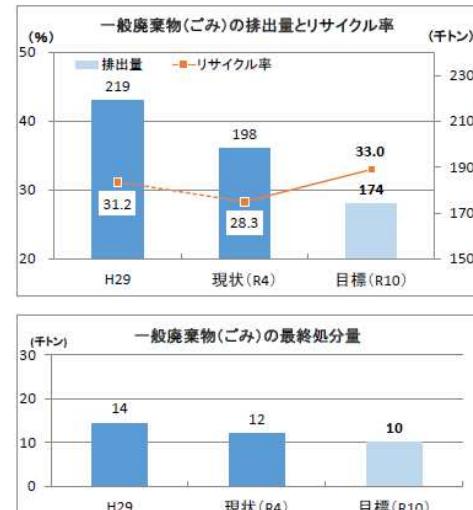
## 2 廃棄物の現状と将来目標

### (1) 一般廃棄物（ごみ）

古紙回収、一般廃棄物焼却施設の焼却灰の有効利用、全市町村での小型家電の分別収集等、県民のリサイクル意識の向上によりリサイクル率は全国平均と比べて高水準で推移していますが、一層、リサイクルを進め排出量を減らす必要があります。

排出量の削減を図るために、食品ロス削減等の取組強化に加え、粗大ごみ等のリユースの促進、広報・啓発等による可燃ごみの削減等により、ごみ発生抑制に取り組みます。

これらの取組により、排出量を174千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの33%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

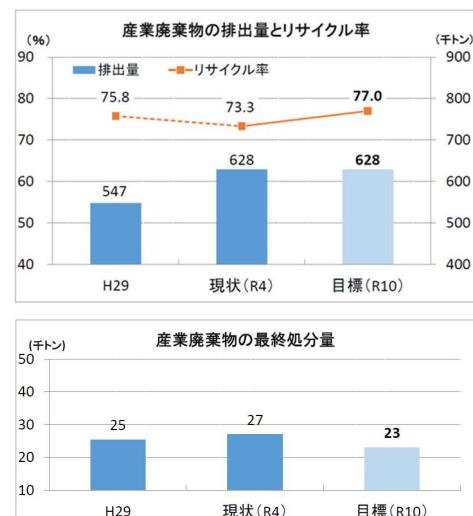


### (2) 産業廃棄物（第1次産業を除く）

産業廃棄物の排出量は628千トンまで増加し、令和10年度は650千トン排出されると推計されています。リサイクル率は、がれき類等の再生利用が継続し、全国平均と比べて高水準を維持しているものの、目標を3.7ポイント下回りました。

引き続き、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導や、資源循環産業への支援を継続して行います。

これらの取組により、今後も増加が見込まれる排出量を、現状レベルに抑制するとともに、最終処分量の多いがれき類、廃プラスチック類、汚泥などの分別徹底やりサイクルをより一層推進し、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。

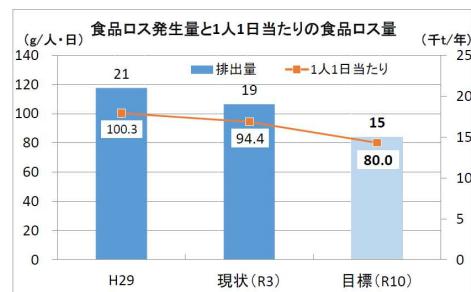


### (3) プラスチックの資源循環

プラスチックごみの分別収集・再商品化の取組を全市町村に拡大することにより、プラスチックの資源循環を図ります。

### (4) 食品ロスの削減

食べ残し持ち帰り、30・10（さんまる・いちまる）食べきり運動などによる事業系食品ロス発生量の削減、広報・周知による家庭系食品ロス発生量の削減とともに、1人1日当たりの食品ロス量の削減も図ります。



## 3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に、廃棄物の元を断つ意味であるリフューズと、Renewable（再生可能資源への代替）を加えて、「4R+Renewable」を循環型社会形成の取組の柱として進めてきました。

今後、更なる成果を上げるため、今計画から「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を推進し、持続可能な形で資源の効率的・循環的な有効利用にも取り組みます。

この計画では、「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念として、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の4つの観点から、環境保全を前提としたより一層の循環型社会形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指します。

### (1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが必要です。

県民・事業者・自治体など様々な主体が参加する新たな循環経済の流れを生み出し、製品の適切な長期利用やリユースを促進しながらその循環の輪を広げ太くしながら、県内経済の活性化や県内産業の振興、県内課題を解決することで、持続可能な循環型社会の構築を実現します。

#### ①設計・研究開発・製造から販売・使用段階までの取組

- ☆リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）
- ☆多様な主体の連携・協働による循環経済ビジネスの掘り起こしや事業化促進
- ☆鳥取県認定グリーン商品の普及拡大（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）
- ☆鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）
- ☆グリーン購入の推進（再生可能資源への代替・環境負荷の低減）
- ☆循環経済ビジネスによる製品やサービスの普及促進（環境配慮商品の購入促進に係る啓発等）

#### ②排出・リサイクルの取組（一般廃棄物）

- ☆リユースイベントやフリーマーケットの積極的な周知や普及啓発
- ☆地域での資源ごみ回収の推進（古紙、ペットボトル、衣服等の分別・資源化の意識高揚）
- ☆地域の実情に応じた市町村の処理システムの推進（高齢者・外国人人口増加への対応、リサイクル施設の整備、レアメタルの含有率が高い小型家電の回収）
- ☆紙おむつの資源化の推進（県内市町村への取組拡大）
- ☆固形燃料（RPF）化の推進（紙くずや廃プラスチック類のRPF化促進）

#### ③排出・リサイクルの取組（産業廃棄物）

- ☆多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）
- ☆適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）
- ☆使用済太陽光発電設備（太陽光パネル等）の回収ルートの構築、リユース品の需要創出、リサイ

クルの推進など

- ☆建設廃棄物のリサイクルの徹底 (建設リサイクル法に基づく監視指導)
- ☆産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減 (排出削減に対する経済的な動機付け)
- ☆食品廃棄物の利用促進 (飼料化、肥料化、エネルギー回収等への転換を支援)
- ☆家畜排せつ物の有効利用検討 (家畜排せつ物の敷料化等を検証)
- ☆木質バイオマス等の利用推進 (木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用を促進)
- ☆下水道汚泥の資源化の推進

#### ④気運醸成のための各種活動

- ☆実践活動団体等との協働 (生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発等)
- ☆幼児期からの環境意識の醸成 (こどもエコクラブ等)
- ☆小中学校における環境学習の実施 (出前講座、エコアイデアコンテスト等を含む)
- ☆N P O 法人等と連携した環境学習の推進 ('とっとり環境教育・学習アドバイザー' や '環境カウンセラー' 等の派遣)
- ☆身近な減量リサイクルの実践方法や廃棄物処理状況等の積極的な発信 (県HP、県S NS等)

### (2) プラスチックの資源循環の促進

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全体に関わる、あらゆる主体によるプラスチックの資源循環の取組を促進する措置を講じ、包括的な資源循環体制の構築を目指します。

#### ①プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進

- ☆プラスチック容器包装・製品の原料を切り替える取組などを含めた、県内企業の研究開発を支援

#### ②販売・使用時の取組を通じた使用の合理化

- ☆製造事業者等に対し「プラスチック使用製品設計指針」を踏まえた取り組みの呼びかけ
- ☆マイボトル・マイカップ、マイバッグ等の使用促進
- ☆リユース容器への移行促進と定着

#### ③使用済みプラスチックの再資源化・再生利用

- ☆拠点回収や事業者等による自主回収の効率的で持続可能な仕組みの構築
- ☆回収された使用済みプラスチックの有効利用・再生利用

#### ④市町村によるプラスチックごみ分別収集・再商品化

- ☆プラスチックごみの分別収集と再商品化に取り組む市町村に対する支援

#### ⑤県民・事業者意識の向上

- ☆プラスチックごみ問題に関する環境学習・出前説明会等を通じ、県民意識の醸成
- ☆事業者によるプラスチックごみゼロチャレンジの取組登録
- ☆漁業系・農業用廃プラスチックの排出抑制と、再生利用や適正処理の推進
- ☆陸域で発生する廃プラスチックの海域流出の防止

### (3) 食品ロスの削減 ※「食品ロス削減推進法」による県食品ロス削減推進計画に相当する部分

食品の生産から消費等に至る各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品等の有効活用などの取組により、食品ロス削減を進めます。

#### ①教育及び学習の振興、普及啓発等

- ☆食品ロスに係る県民への普及啓発 (幼児教育、食べきり運動、エシカル消費等)

#### ②未利用食品を提供するための活動(寄附食品)の支援等

- ☆食品の取扱い等に係る国手引きの周知

- ☆フードドライブ・フードバンク活動への支援等による活動拡大の推進（子ども食堂等への提供）
- ☆消費者と食品小売業・飲食店とのマッチングの検討
- ☆災害時用備蓄食品の有効活用の推進
- ③食品関連事業者等の取組に対する支援**
  - ☆とつとり食べきり協力店の登録促進・公表
  - ☆流通段階での取組の見直し、適正な需要予測による製造販売の取組等を推進する事業者等の支援
- ④表彰の実施**
  - ☆食品ロス削減の取組に取組む事業者等表彰を実施
- ⑤情報の収集及び提供**
  - ☆先進的取組・優良事例の紹介
- ⑥実態調査及び調査・研究の推進**
  - ☆県内の食品ロス発生状況等を把握するための調査・研究の実施（組成調査、意識行動調査）

#### （4）廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害廃棄物の処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化に努めます。

- ①廃棄物の適正処理の推進**
  - ☆優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）
  - ☆マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及促進）
  - ☆特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（低濃度PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）
  - ☆公共廻与最終処分場の確保と監視・指導（管理型最終処分場確保の取組み、県による特別な監視・指導の実施）
- ②不法投棄の撲滅**
  - ☆不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起
  - ☆関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）
  - ☆多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、監視カメラ、不法投棄通報システム等の活用）
- ③災害廃棄物の処理体制の確保**
  - ☆災害廃棄物の処理体制の確保（市町村災害廃棄物処理計画策定・改定の支援（必要な情報提供や助言）、平時の情報共有や図上訓練、仮置場設置・受入訓練等の実施による実効性のある協力体制の構築、広域的な連携強化）
- ④海岸漂着ごみの処理体制の確保**
  - ☆海岸漂着ごみの処理体制の強化
- ⑤ごみ処理の広域化、処理施設の集約化（「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」）**
  - ☆2050年の広域ブロックや各ブロックにおけるごみ処理施設の整備計画などの整理

#### 4 計画の推進

- 本計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。
- なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

(案)

鳥 環 審 第 号  
令 和 7 年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県環境審議会長

次期鳥取県廃棄物処理計画について（答申）

令和 6 年 1 月 10 日付けで諮問のあったことについては、慎重審議の結果、別添「鳥取県廃棄物処理計画（案）」のとおり策定することが適当であると結論を得たので答申します。

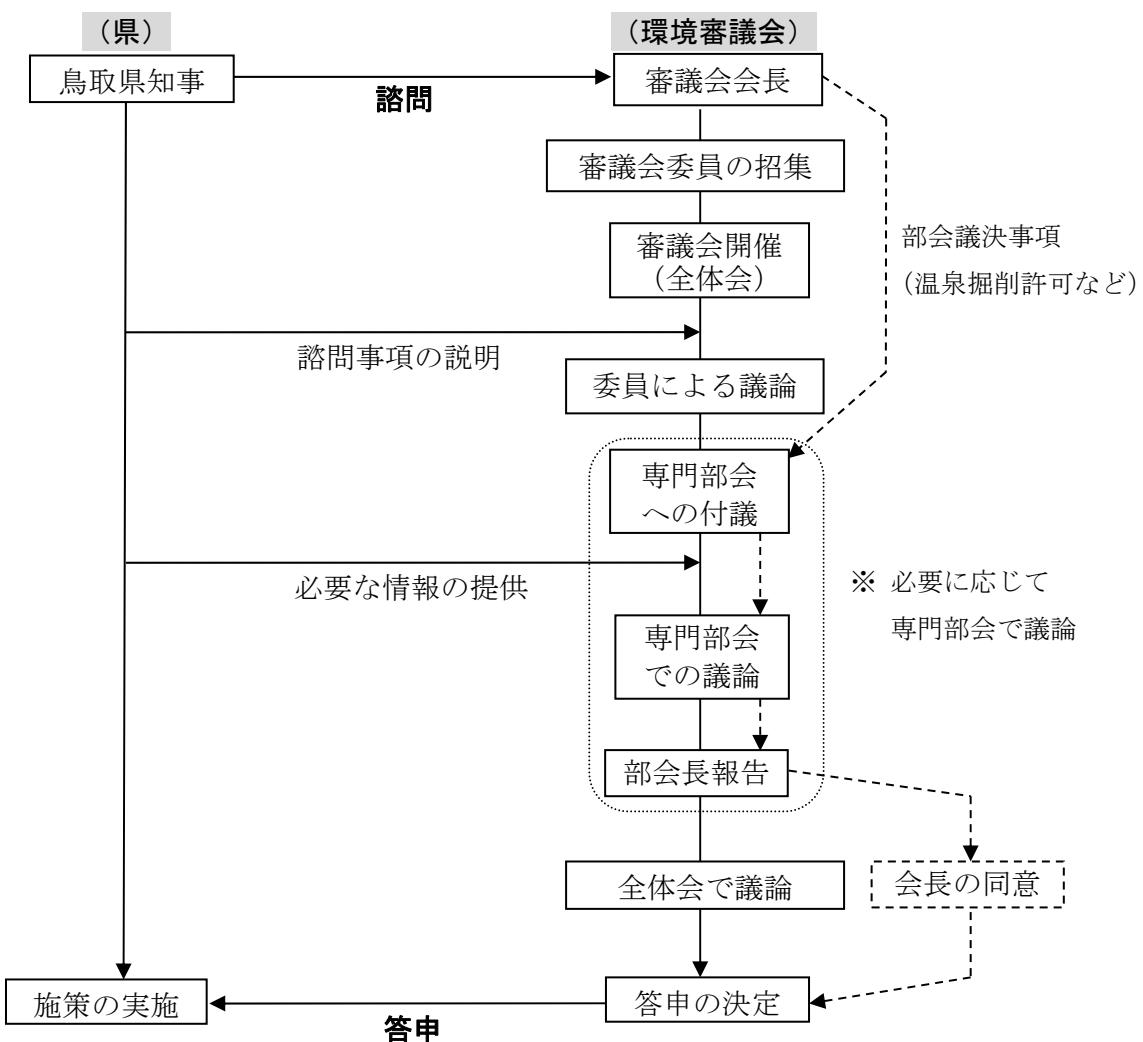
## 鳥取県環境審議会について

令和6年12月/環境立県推進課

### 1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

### 2. 審議会手続きの流れ



# ○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成 8 年 10 月 8 日  
鳥取県条例第 19 号

## 第 4 章 鳥取県環境審議会

### (設置)

第 27 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 1 項及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 2 項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

### (組織)

第 28 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

### (任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (特別委員)

第 30 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第 31 条 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 32 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第 33 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

4 前 2 条の規定は、部会の運営について準用する。

### (幹事)

第 34 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

### (庶務)

第 35 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

### (雑則)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取県環境審議会運営要領

令和5年9月4日  
鳥取県環境審議会

### (要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

### (委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

### (会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

(1)開催日時及び開催場所

(2)出席委員の氏名

(3)委員以外の出席者の職氏名

(4)会議に付した案件及び内容

(5)議事の経過

(6)その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

### (部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

一 企画政策部会

二 廃棄物・リサイクル部会

三 大気・水質部会

四 温泉・地下水部会

五 自然保護部会

六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

### (部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

### (準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び自然共生課で行う。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

### 付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月 27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月 30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月 26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月 11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月 16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月 16日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 4日から施行する。

**鳥取県環境審議会(全体会)**

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

**企画政策部会**

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
  - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
  - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

**廃棄物・リサイクル部会**

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

**大気・水質部会**

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
  - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・農用地土壤汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
  - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- その他大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

**温泉・地下水部会**

- 温泉法に規定された審議会の事務
  - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
  - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

**自然保護部会**

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- 自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
  - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
  - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
  - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
  - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- 鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

**鳥獣部会**

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
  - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることとする。(例:○印)